



HAKUSAN
SHINKIN

第52期 2023
ディスクロージャー

はくさん信用金庫

CONTENTS

| | |
|----------------------------------|----|
| 経営理念 | 1 |
| 組織と概要 | 2 |
| 店舗一覧 | 3 |
| 当金庫の主要な事業の内容 | 4 |
| 事業の概況 | 5 |
| 経営指標 | 7 |
| リスク管理の体制 | 12 |
| 法令遵守の体制 | 13 |
| 内部管理態勢の整備 | 15 |
| 顧客保護等への取組み | 16 |
| 中小企業の経営の改善及び 地域の活性化のための取組みの状況 | 19 |
| 総代会について | 26 |
| 財務諸表 | 28 |
| 不良債権の状況 | 33 |
| 役職員の報酬体系 | 34 |
| 自己資本の充実の状況 | 35 |
| 信用金庫のディスクロージャー開示項目 | 41 |

本冊子は信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づいて作成した資料です。

- ・計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しております。
- ・計数中の“0”は計数が単位未満であることを、“-”は該当する計数がないことを表しております。
- ・令和2年3月期以前の計数は、旧北陸信用金庫の計数を掲載しております。

経営理念

経営理念

豊かな自然と文化に囲まれたこの地において、コミュニティバンクとして地域にしっかりと寄り添い、「地域経済の発展」、「社会の繁栄」、「健全な経営」、「明るく豊かな未来の実現」に向けて役職員一丸となって取り組んでまいります。

経営方針

| | |
|-------------|--|
| 地域経済の発展 | 私たちは、地域金融機関としてお客さまの目線に立ち、ニーズや課題を的確にとらえ、共通価値の創造を図り、適切な金融サービスや情報を提供することで、地域企業の発展と、お客さまの豊かな生活の実現に貢献します。 |
| 社会の繁栄 | 私たちは、持続可能な社会の繁栄に貢献するとともに、社会的、文化的活動や、環境に配慮した取り組みへ積極的に行動します。 |
| 健全な経営 | 私たちは、お客さま本位の業務運営、ガバナンスの強化、安定かつ適正な収益の確保、経営情報等の開示により経営の健全性と透明性の確保を図ります。 |
| 明るく豊かな未来の実現 | 私たちは、信用金庫人として、誇りと信念を持ち自己研鑽に励み、働きがいのある職場環境の整備と福利向上に努め、地域のお客さまとともに、豊かな自然、風土、社会、産業、文化を未来へ繋げ、明るく豊かな未来の実現に取り組みます。 |

コーポレートメッセージ

この街とともに、前を向く。上を向く。

ロゴマーク



HAKUSAN
SHINKIN

【デザインコンセプト】

正式名称でもある「白山」をモチーフに、「上向きなスタート」を表現しました。

お客さまひとり一人の夢のはじまりを応援し、地域とともに未来に向かって上昇していく、そんな想いを込めました。

【コーポレートカラー】

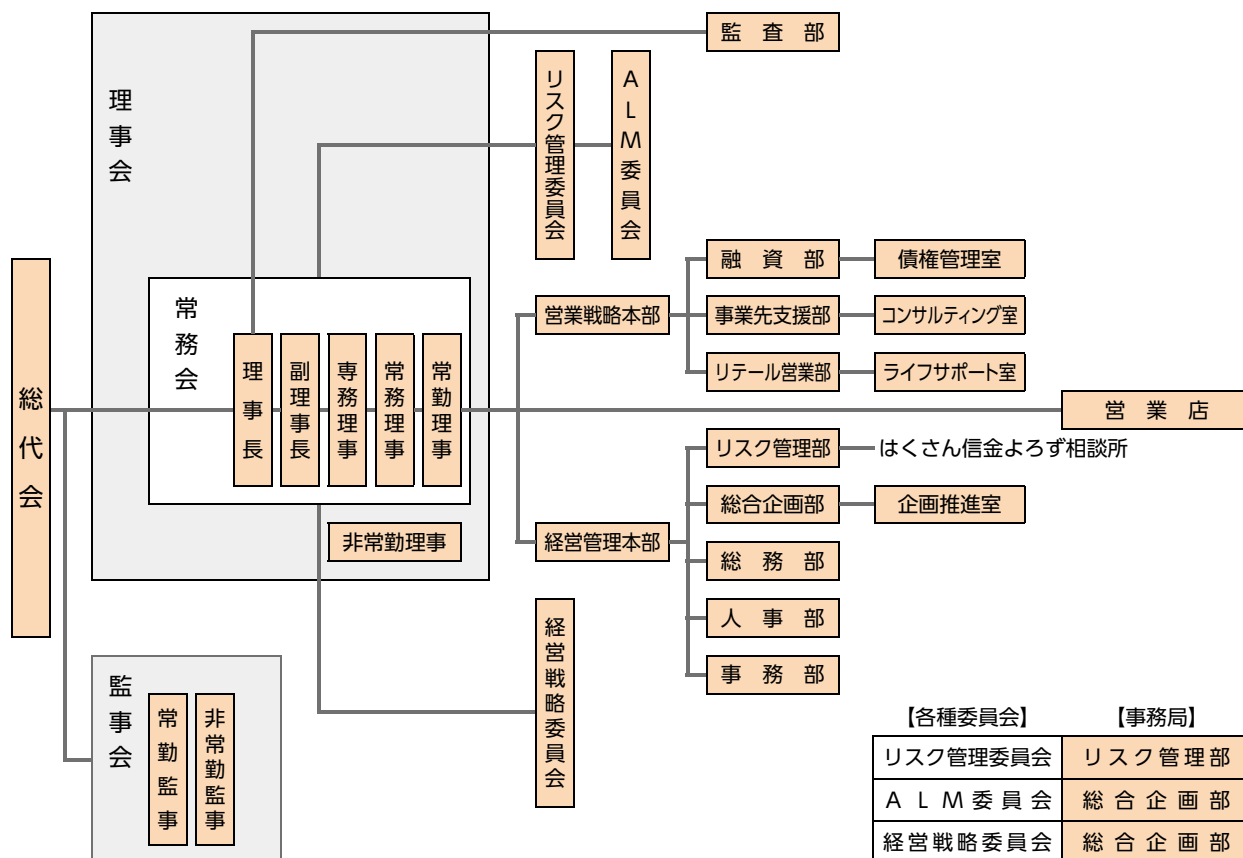
希望を連想させるオレンジと黄色のグラデーションとなっており、白山の御来光をイメージしました。

温かみがありエネルギー溢れる信用金庫になりたい、地域の未来を照らす存在になりたい、そんな願いを込めたカラーとしています。店舗看板や各種印刷物に使用しておりますので是非ご覧ください。

組織と概要

事業の組織

(令和5年6月30日現在)



役員一覧

(令和5年6月30日現在)

| | | | |
|-------------|--------------------|--------------|-----------|
| 理事長 (代表理事) | 石田 雅 裕 | 理事 (非常勤、職員外) | 中 村 義 彦 |
| 副理事長 (代表理事) | 玉 井 重 治 経営管理本部長 | 理事 (非常勤、職員外) | 春 田 喜 裕 |
| 常務理事 | 能 崎 勝 也 融資部長 | 理事 (非常勤、職員外) | 山 本 正 人 |
| 常勤理事 | 小 林 清 利 総合企画部長 | 理事 (非常勤、職員外) | 長 基 健 司 |
| 常勤理事 | 森 昌 史 本店営業部長 | 理事 (非常勤、職員外) | 高 木 雅 宣 |
| | | 理事 (非常勤、職員外) | 西 村 一 伸 |
| | | 常勤監事 | 大 谷 俊 久 |
| | | 監 事 (非常勤) | 中 西 英 文 |
| | | 監 事 (非常勤) | 元 山 利 朗 |
| | | 監 事 (非常勤、員外) | 小 木 曾 史 佳 |

会計監査人

(令和5年6月30日現在)

木戸公認会計士事務所 公認会計士 木 戸 正 裕 氏

店舗一覧

営業地区一覧

石川県金沢市、かほく市、白山市、小松市、加賀市、能美市、野々市市、河北郡、および能美郡

店舗一覧

(令和5年6月30日現在)

| 店名 | 住所 | TEL |
|--------|--------------------|---------------|
| 本店営業部 | 金沢市玉川町11番18号 | (076)233-1181 |
| 鳴和支店 | 金沢市鳴和一丁目14番27号 | (076)252-5222 |
| 金沢西支店 | 金沢市駅西本町二丁目2番40号 | (076)223-2123 |
| 米丸支店 | 金沢市入江三丁目139番地 | (076)291-1525 |
| つるぎ営業部 | 白山市鶴来本町一丁目ワ107番地の2 | (076)272-1212 |
| 白峰支店 | 白山市白峰口77番地の1 | (076)259-2111 |
| 明光支店 | 白山市明光三丁目2番 | (076)273-3333 |
| 野々市支店 | 野々市市本町三丁目7番9号 | (076)248-0321 |
| 野々市南支店 | 野々市市新庄四丁目48番地 | (076)246-4355 |
| 松任支店 | 白山市東新町4番地 | (076)275-1234 |
| 松任南支店 | 白山市専福寺町154番地1 | (076)276-1100 |
| 千代野支店 | 白山市千代野東五丁目5番地1 | (076)276-5123 |
| 美川支店 | 白山市美川神幸町ソ336番地1 | (076)278-2350 |
| 川北支店 | 能美郡川北町字田子島エ121番地 | (076)277-2500 |
| 辰口支店 | 能美市三ツ屋町口38番地 | (0761)51-3141 |
| 寺井支店 | 能美市寺井町た65番地1 | (0761)57-0670 |
| 根上支店 | 能美市大成町チ269番地 | (0761)55-1317 |
| 小松中央支店 | 小松市西町123番地の1 | (0761)22-7251 |
| 小松支店 | 小松市天神町49番12号 | (0761)22-8822 |
| 小松東支店 | 小松市白江町ハ23番地1 | (0761)22-0660 |
| 粟津駅前支店 | 小松市符津町ウ76番地の5 | (0761)44-2538 |
| (本部) | 金沢市玉川町11番18号 | (076)233-1188 |

(注) 当金庫ではお客さまのニーズに応え、全店舗にATM(現金自動預払機)を設置しております。
ATMの所在地や稼働時間については、当金庫ホームページをご覧ください。

店舗外現金自動設備設置場所

(令和5年6月30日現在)

| | |
|-------|--|
| 金沢市内 | JR金沢駅、新神田出張所 |
| 野々市市内 | 野々市市役所 |
| 白山市内 | 公立松任石川中央病院、アピタ松任、公立つるぎ病院、ショッピングセンター「コア」、美川南出張所 |
| 能美市内 | ねあがりショッピングタウン、緑が丘出張所、能美市役所 |
| 小松市内 | アルプラザ小松、粟津温泉出張所 |

当金庫の主要な事業の内容

- 1 預金及び定期積金の受入れ
- 2 資金の貸付け及び手形の割引
- 3 為替取引
- 4 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受け
 - (2) 有価証券（(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするものに限る。）
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（除く商品投資受益権証券の取得・譲渡に係る付随業務）
 - (6) 短期社債等の取得又は譲渡
 - (7) 次に掲げる者の業務の代理
株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、
独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人福祉医療機構、
日本銀行、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人農林漁業信用基金、
独立行政法人中小企業基盤整備機構、地方住宅供給公社、
東日本建設業保証株式会社、日本酒造組合中央会、
一般社団法人しんきん保証基金、一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター、
一般財団法人建設業振興基金、一般社団法人全国石油協会、
公益社団法人全国市街地再開発協会、公益財団法人不動産流通推進センター、
独立行政法人環境再生保全機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、
株式会社日本政策投資銀行
 - (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣が定めるものに限る。）
金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
 - (9) 信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介（内閣総理大臣が定めるものに限る。）
信金中央金庫、株式会社りそな銀行
 - (10) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - (11) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - (12) 振替業
 - (13) 両替
 - (14) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）であって信用金庫法施行規則で定めるもの（(5)に掲げる業務に該当するものを除く。）
 - (15) 金の取扱い
 - (16) 金融等デリバティブ取引（(5)及び(14)に掲げる業務に該当するものを除く。）
- 5 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4により行う業務を除く。）
- 6 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 保険業法（平成7年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
 - (2) 当せん金付証票法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託又は都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証票の販売事務等
 - (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）
 - (4) 電子記録債権法第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

事業の概況

事業方針

令和4年度は、中期経営計画はくさん信用金庫『支援力の強化と変革への挑戦』の中間年度として、引き続き「課題解決による地域経済の力強い回復を目指して」をメインテーマに、コロナ禍の長期化やロシアによるウクライナ侵攻を契機とした世界的なインフレ、それに伴う資材・エネルギー価格の高騰など、私どもの主要なお取引先である中小事業者の皆さまを取り巻く経営環境が一段と厳しさを増すなか、その影響を最小限に食い止めるべく、石川県独自の支援策である「物価高騰対策等総合支援特別融資保証（県伴走）」などを活用した資金繰り支援への積極的な対応を継続してまいりましたほか、営業店と本部が連携し、ゼロゼロ融資のご利用先への全店的な訪問活動を実施し、お客さまの現状について丁寧に聞き取りを行ったうえで、個々のお取引先が抱える経営課題について、外部専門機関とも連携しながら実情に沿ったソリューションをご提案するなど、『伴走支援』を通じた金融仲介機能の発揮とその質の向上に努めてまいりました。

また、金庫経営においても、地域金融機関としてアフターコロナを見据えた変革が求められる環境下において、「持続可能な収益基盤・経営基盤の確立」という金庫の長期ビジョンの実現に向け、「将来にわたる安定した収益と健全性の確保、十分かつ継続的な金融仲介機能の発揮」と「『金融円滑化』に向けた積極的対応」を最重要課題として掲げ、その着実な実践に全力を傾けてまいりました。

経済活動および社会構造が大きくかつ急速に変化、複雑化する状況にあって、金庫を取り巻く変化のスピードもますます加速しております。その一方で、経済環境がどんなに大きく変化しても、金庫の役割は、将来にわたり発展を続ける地域社会づくりに貢献すること変わりはなく、お客さまとのリレーションシップのもと、会員の皆さま、お客さまの幸せづくりと地域全体の成長に貢献することが、私たち『はくさん信用金庫』が目指すべき姿となります。

この『はくさん信用金庫』の目指すべき姿の実現に向けて、取引先の資金繰りを支え、事業継続を徹底的に支援し、地域経済の回復に務めるとともに、地域経済の明るい将来を描くことに対して役職員一人ひとりが情熱を傾け、考え、行動し、確かな信用と実績を積み上げていくことが大切であるものと認識しており、地域と『はくさん信用金庫』の持続的かつ安定的な成長を確かなものとするためにも、役職員一丸となって着実に業務運営に取り組んでまいります。

業績

預金積金の期末残高は、令和4年6月から12月にかけて発売した医療従事者応援定期預金「ホープⅡ」が好評を博したほか、地域貢献の観点から公金預金の受入を進めた結果、定期性預金が順調に増加するとともに、流動性預金も期中を通じて堅調に推移したことから、前期末比1億79百万円増加の3,123億24百万円となりました。

貸出金の期末残高は、新型コロナウイルス感染拡大や資材・エネルギー価格高騰などの影響を受けている事業者の皆さまの資金繰り支援に積極的に取り組むとともに、従前同様、融資基盤の拡充に向けた新規事業性融資開拓活動につきましても積極的に取り組んだ結果、事業性融資が順調に増加したことから、前期末比23億67百万円増加の1,760億32百万円となりました。

損益状況につきましては、貸出金を含めた運用各勘定利回りの低下が続く大変厳しい運用環境でありましたが、資金の効率的運用や店舗統廃合の経費削減効果の実績への反映等もあり、本業部分の収益力を示すコア業務純益については、前期比1億37百万円増加の5億47百万円を計上いたしました。

一方で、将来の信用コスト発生に備えた貸倒引当金の積み増しや、含み損を抱える有価証券の一部について損失処理を実施するなど、資産の健全化に向けた処理についても着実に進めた結果、経常利益は前期比71百万円増加の2億87百万円、経常利益に特別損益と税金費用を加減した当期純利益は、前期比90百万円増加の4億3百万円を計上いたしました。

展 望

足下の経済環境としては、令和2年に始まったコロナ禍がようやく終焉を迎えようとする一方で、ロシアによるウクライナ侵攻が長期化する中で、資材・エネルギー価格の高騰の影響が広がるなか、米国や欧州での金融緩和の縮小によりコロナ禍で膨らんだマネーが急収縮し、米シリコンバレーバンク破綻とスイス大手の電撃的な救済合併で始まった金融システム不安について長期化の恐れがくすぶるなど、金庫経営を取巻く環境が厳しさを増しています。

『はくさん信用金庫』の未来は地域とともにあります。私たちが多様なお客さまの課題解決に取り組むには、お客さまに寄り添った伴走支援がこれまで以上に重要となります。私たちがその役割を十分に発揮するためにも、お客さまとの信頼関係の構築が必要不可欠であり、各地区の『はくさん会』、および『プレミアム1000社の会』を通じ、会員、お客さま、そして地域の課題解決を第一に行動していくことが最も重要となると考えています。

その中で、中期経営計画の最終年度となる令和5年度は、引き続き同計画に掲げる「安定した収益と将来にわたる健全性の確保、十分かつ継続的な金融仲介機能の発揮」と「アフターコロナや資材・エネルギー価格高騰の影響拡大の影響を最小限に食い止めるための『金融円滑化』に向けた積極的対応」という2つの最重要課題に積極的に取り組むとともに、金融という枠組みを超えて地域社会の活性化においてSDGsや気候変動問題など様々な視点を取り込みながら、「収益力の強化」、「自己資本の強化」、「内部管理の強化」といった中期経営計画の確実な実行に向け、役職員が一丸となって収益構造の改革、さらなる経営効率化を推し進め、金庫が目指す「持続可能な収益基盤・経営基盤の確立」という長期ビジョンの実現を目指してまいります。

当金庫が対処すべき課題

(1) 金融仲介機能の発揮に向けた態勢整備

ゼロ・ゼロ融資の返済開始や資材・エネルギー価格高騰の影響の長期化に対する資金繰り支援を継続的に行うとともに、お客さまの事業の再生・再構築に向けた動きは今後一層加速していくと見込まれます。そのため、取引先の課題解決に向けた様々な支援を強化することが求められており、事業の継続可能性を見極めながら、しっかりと金融仲介機能の役割を果たしてまいります。

(2) リテール営業への取組み強化

新たに組織したライフサポート室を中心に、令和6年1月から開始される新NISAやiDeCoなどの預かり資産の推進を図ることで個人のメイン化をさらに推進するほか、職域サポート契約先への積極的な訪問活動により、個人ローンや住宅ローンなどお客さまのニーズに合わせた幅広い金融商品やサービスを提案し、これまで以上に信頼のおける身近な相談相手として地域になくってはならない信用金庫を目指してまいります。

(3) 収益力の強化

お客さまにとって価値ある課題解決支援など、金利だけでは測ることができない付加価値の提供による「非価格競争力」の強化やそれに伴う新たな手数料の導入の検討に努めてまいります。また、お客さまとの強固な信頼関係の構築を通じた「貸出金利の適正なプライシング」を実現し、利鞘の厚い貸出資産を増やし収益力向上に努めてまいります。その一方で、業務多様化による人材不足の問題の解消に向けて、生産性・効率性の向上にも取り組む必要があり、ペーパーレス化やRPAの導入等による効率化にも積極的に取り組んでまいります。

(4) SDGs等の視点を中心とした地域社会の課題解決支援

信用金庫は、地域において集まる情報やネットワーク、人材などの資源を保有しており、金融インフラといった側面だけでなく、地域社会における課題解決の担い手として大きな役割を期待されています。そのため、SDGs、気候変動問題、およびカーボンニュートラルの実現に向けた取組みなどの視点を中心に、地域において顕在化している課題の解決だけでなく、将来に向けた予防的な取組みなど、地方自治体や各種団体とも連携・協力のうえ、非金融面においても地域社会への継続的な支援を続けてまいります。

(5) 内部管理体制の強化

信用金庫では、昨今の情勢を踏まえるとサイバー攻撃の潜在的なリスクは高まっており、サイバー攻撃の脅威に対する認識を深め、サイバーセキュリティ対策の強化に努めていく必要があります。加えて、マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策において組織として適切に対応できる管理態勢のさらなる強化も必要になっているなど、内部管理体制の全般的な強化に努めてまいります。

経営指標

最近5事業年度の主要な経営指標の推移

(単位：利益・出資は千円、残高は百万円)

| 区 分 | 平成31年3月期 | 令和2年3月期 | 令和3年3月期 | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 |
|---------------------------|-------------------|-------------------|----------------------|-------------------|-------------------|
| 経常収益 | 1,996,454 | 1,905,004 | 2,800,628 | 3,166,793 | 3,131,312 |
| 経常利益 | 146,851 | 151,659 | 250,151 | 215,964 | 287,153 |
| 当期純利益 | 77,392 | 116,610 | 192,491 | 313,217 | 403,888 |
| 出資総額 | 656,500 | 656,125 | 1,287,362 | 1,287,334 | 1,287,488 |
| 出資総口数(千口) | 6,565 | 6,561 | 25,747 | 25,746 | 25,749 |
| 純資産額 | 4,139 | 4,353 | 8,176 | 7,807 | 6,854 |
| 総資産額 | 175,280 | 175,890 | 323,746 | 335,684 | 323,047 |
| 預金積金残高 | 169,558 | 168,853 | 303,742 | 312,145 | 312,324 |
| 貸出金残高 | 108,507 | 107,325 | 173,536 | 173,665 | 176,032 |
| 有価証券残高 | 18,341 | 17,687 | 36,258 | 40,228 | 39,820 |
| 単体自己資本比率(%) | 6.94 | 7.09 | 7.83 | 8.07 | 8.23 |
| 出資に対する配当金(円) (出資一口当たり) | 13,116,229 (2) | 13,110,487 (2) | 25,686,423 (※)(1) | 25,702,659 (1) | 25,735,800 (1) |
| 役員数(人) | 11 | 11 | 17 | 16 | 16 |
| うち常勤役員数(人) | 6 | 6 | 8 | 7 | 7 |
| 職員数(人) | 134 | 126 | 238 | 222 | 209 |
| 会員数(人) | 16,752 | 16,574 | 33,530 | 33,113 | 32,842 |

(※) 令和2年9月7日の合併に伴い出資一口の金額を100円から50円に分割しております。

業務粗利益

(単位：千円)

| 区 分 | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 |
|-----------|-----------|-----------|
| 資金運用収支 | 2,717,850 | 2,698,972 |
| 資金運用収益 | 2,731,663 | 2,710,214 |
| 資金調達費用 | 13,812 | 11,242 |
| 役員取引等収支 | 34,508 | 47,935 |
| 役員取引等収益 | 348,293 | 348,586 |
| 役員取引等費用 | 313,785 | 300,650 |
| その他業務収支 | △ 36,970 | △ 94,104 |
| その他業務収益 | 33,304 | 38,495 |
| その他業務費用 | 70,274 | 132,599 |
| 業務粗利益 | 2,715,388 | 2,652,803 |
| 業務粗利益率(%) | 0.85 | 0.81 |

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(令和4年3月期一千円、令和5年3月期一千円)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

3. 国際業務部門については該当ありません。

業務純益

(単位：千円)

| 区 分 | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 |
|-------------------------|---------|---------|
| 業務純益 | 280,784 | 409,901 |
| 実質業務純益 | 356,295 | 416,761 |
| コア業務純益 | 410,655 | 547,939 |
| コア業務純益 (投資信託解約損益を除く) | 410,655 | 547,939 |

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしております。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

(単位：残高は百万円、利息は千円、%)

| 区 分 | 令和4年3月期 | | | 令和5年3月期 | | |
|----------|---------|-----------|------|---------|-----------|------|
| | 平均残高 | 利 息 | 利回り | 平均残高 | 利 息 | 利回り |
| 資金運用勘定 | 316,735 | 2,731,663 | 0.86 | 324,905 | 2,710,214 | 0.83 |
| うち貸出金 | 172,208 | 2,153,607 | 1.25 | 172,664 | 2,120,403 | 1.22 |
| うち預け金 | 94,645 | 102,652 | 0.10 | 98,812 | 103,350 | 0.10 |
| うち商品有価証券 | — | — | — | — | — | — |
| うち有価証券 | 39,863 | 346,654 | 0.86 | 42,462 | 352,819 | 0.83 |
| 資金調達勘定 | 313,117 | 13,812 | 0.00 | 321,407 | 11,242 | 0.00 |
| うち預金積金 | 303,354 | 12,103 | 0.00 | 310,714 | 9,745 | 0.00 |
| うち譲渡性預金 | — | — | — | — | — | — |
| うち借入金 | 9,981 | 1,406 | 0.01 | 11,142 | 1,216 | 0.01 |

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和4年3月期137百万円、令和5年3月期149百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和4年3月期279百万円、令和5年3月期506百万円)及び利息(令和4年3月期一千円、令和5年3月期一千円)を、それぞれ控除して表示しております。

2. 国際業務部門については該当ありません。

受取・支払利息の増減

(単位：千円)

| 区 分 | 令和4年3月期 | | | 令和5年3月期 | | |
|---------|---------|-----------|----------|---------|----------|----------|
| | 残高による増減 | 利率による増減 | 純 増 減 | 残高による増減 | 利率による増減 | 純 増 減 |
| 受取利息 | 544,789 | △ 165,622 | 379,166 | 46,287 | △ 67,736 | △ 21,449 |
| うち貸出金 | 350,250 | △ 15,963 | 334,286 | 5,573 | △ 38,777 | △ 33,204 |
| うち預け金 | 21,182 | 18,984 | 40,167 | 4,491 | △ 3,793 | 698 |
| うち有価証券 | 133,127 | △ 190,458 | △ 57,331 | 22,067 | △ 15,902 | 6,164 |
| 支払利息 | 5,075 | △ 10,634 | △ 5,558 | △ 837 | △ 1,733 | △ 2,570 |
| うち預金積金 | 3,971 | △ 10,084 | △ 6,112 | △ 2,358 | — | △ 2,358 |
| うち譲渡性預金 | — | — | — | — | — | — |
| うち借入金 | 1,031 | △ 503 | 527 | 185 | △ 375 | △ 190 |

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。
2. 国際業務部門については該当ありません。

利 鞘

(単位：%)

| 区 分 | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 |
|---------|---------|---------|
| 資金運用利回 | 0.86 | 0.83 |
| 資金調達原価率 | 0.75 | 0.69 |
| 総資金利鞘 | 0.10 | 0.14 |

利益率

(単位：%)

| 区 分 | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 |
|-----------|---------|---------|
| 総資産経常利益率 | 0.06 | 0.08 |
| 総資産当期純利益率 | 0.09 | 0.12 |

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = 経常(当期純)利益 / 総資産(除く債務保証見返)平均残高 × 100

預金に関する指標

預金積金・譲渡性預金残高(期中平均残高) (単位：百万円)

| 区 分 | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 |
|------------|---------|---------|
| 流動性預金 | 121,469 | 125,527 |
| うち有利息預金 | 104,157 | 107,704 |
| 定期性預金 | 181,048 | 184,332 |
| うち固定金利定期預金 | 170,105 | 173,436 |
| うち変動金利定期預金 | 7 | 7 |
| その他 | 836 | 854 |
| 小 計 | 303,354 | 310,714 |
| 譲渡性預金 | — | — |
| 合 計 | 303,354 | 310,714 |

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
3. 国際業務部門については該当ありません。

定期預金残高(期末残高) (単位：百万円)

| 科 目 | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 |
|----------|---------|---------|
| 定期預金 | 169,075 | 170,444 |
| 固定金利定期預金 | 169,068 | 170,437 |
| 変動金利定期預金 | 7 | 7 |
| その他 | — | — |

貸出金等に関する指標

貸出金残高(期中平均残高) (単位：百万円)

(単位：百万円)

| 科 目 | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 |
|------|---------|---------|
| 割引手形 | 305 | 459 |
| 手形貸付 | 7,393 | 7,893 |
| 証書貸付 | 150,650 | 149,866 |
| 当座貸越 | 13,858 | 14,445 |
| 合 計 | 172,208 | 172,664 |

(注) 国際業務部門については該当ありません。

貸出金残高(期末残高) (単位：百万円)

(単位：百万円)

| 区 分 | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 |
|------|---------|---------|
| 貸出金 | 173,665 | 176,032 |
| 固定金利 | 108,464 | 111,125 |
| 変動金利 | 65,200 | 64,906 |

貸出金の担保別内訳 (期末残高) (単位：百万円)

| 区 分 | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 |
|-------------|---------|---------|
| 当金庫預金積金 | 1,553 | 1,524 |
| 有価証券 | 1 | — |
| 動 産 | — | — |
| 不動産 | 35,191 | 34,184 |
| その他 | — | — |
| 小 計 | 36,746 | 35,708 |
| 信用保証協会・信用保険 | 31,025 | 32,105 |
| 保 証 | 15,909 | 15,557 |
| 信 用 | 89,984 | 92,661 |
| 合 計 | 173,665 | 176,032 |

債務保証見返の担保別内訳 (期末残高) (単位：百万円)

| 区 分 | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 |
|-------------|---------|---------|
| 当金庫預金積金 | 14 | 14 |
| 有価証券 | — | — |
| 動 産 | — | — |
| 不動産 | 1,780 | 1,699 |
| その他 | — | — |
| 小 計 | 1,794 | 1,713 |
| 信用保証協会・信用保険 | 2 | 1 |
| 保 証 | 1 | 1 |
| 信 用 | 996 | 903 |
| 合 計 | 2,795 | 2,619 |

貸出金用途別残高 (期末残高) (単位：百万円、%)

| 区 分 | 令和4年3月期 | | 令和5年3月期 | |
|------|---------|--------|---------|--------|
| | 貸出金残高 | 構成比 | 貸出金残高 | 構成比 |
| 設備資金 | 68,365 | 39.36 | 68,201 | 38.74 |
| 運転資金 | 105,299 | 60.63 | 107,831 | 61.25 |
| 合 計 | 173,665 | 100.00 | 176,032 | 100.00 |

個人ローン残高 (期末残高) (単位：百万円)

| 区 分 | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 |
|--------|---------|---------|
| 消費者ローン | 5,138 | 5,033 |
| 住宅ローン | 26,990 | 26,405 |
| 合 計 | 32,128 | 31,438 |

貸出金業種別内訳 (期末) (単位：先、百万円、%)

| 業 種 区 分 | 令和4年3月期 | | | 令和5年3月期 | | |
|-----------------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|
| | 貸出先数 | 貸出金残高 | 構 成 比 | 貸出先数 | 貸出金残高 | 構 成 比 |
| 製造業 | 286 | 8,507 | 4.89 | 277 | 8,745 | 4.96 |
| 農業、林業 | 20 | 312 | 0.17 | 20 | 291 | 0.16 |
| 漁業 | 3 | 75 | 0.04 | 3 | 71 | 0.04 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 2 | 434 | 0.24 | 2 | 440 | 0.24 |
| 建設業 | 710 | 17,011 | 9.79 | 715 | 17,377 | 9.87 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 11 | 761 | 0.43 | 9 | 741 | 0.42 |
| 情報通信業 | 9 | 342 | 0.19 | 10 | 358 | 0.20 |
| 運輸業、郵便業 | 82 | 3,555 | 2.04 | 84 | 3,525 | 2.00 |
| 卸売業、小売業 | 466 | 9,218 | 5.30 | 459 | 9,476 | 5.38 |
| 金融業、保険業 | 15 | 2,567 | 1.47 | 17 | 3,532 | 2.00 |
| 不動産業 | 392 | 27,105 | 15.60 | 404 | 28,537 | 16.21 |
| 物品賃貸業 | 9 | 800 | 0.46 | 10 | 768 | 0.43 |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 10 | 120 | 0.06 | 12 | 172 | 0.09 |
| 宿泊業 | 22 | 1,701 | 0.97 | 23 | 1,686 | 0.95 |
| 飲食業 | 360 | 3,658 | 2.10 | 362 | 3,584 | 2.03 |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 121 | 1,635 | 0.94 | 130 | 1,641 | 0.93 |
| 教育、学習支援業 | 14 | 358 | 0.20 | 16 | 420 | 0.23 |
| 医療、福祉 | 52 | 4,503 | 2.59 | 55 | 4,699 | 2.66 |
| その他のサービス | 376 | 9,427 | 5.42 | 377 | 9,478 | 5.38 |
| 小 計 | 2,960 | 92,099 | 53.03 | 2,985 | 95,550 | 54.27 |
| 国・地方公共団体等 | 13 | 47,132 | 27.13 | 12 | 47,047 | 26.72 |
| 個 人 | 7,082 | 34,432 | 19.82 | 6,741 | 33,434 | 18.99 |
| 合 計 | 10,055 | 173,665 | 100.00 | 9,738 | 176,032 | 100.00 |

(注) 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

預貸率 (単位：%)

| 区 分 | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 |
|---------|---------|---------|
| 期末預貸率 | 55.63 | 56.36 |
| 期中平均預貸率 | 56.76 | 55.57 |

(注) 1. 預貸率 = 貸出金 / (預金積金 + 譲渡性預金) × 100
 2. 国際業務部門については該当ありません。

有価証券等に関する指標

商品有価証券（期中平均残高）

該当ありません。

有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

| 区 分 | 令和4年3月期 | | | | | | | 合 計 |
|--------|---------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------|----------------|--------|
| | 1年以下 | 1年超 3年以下 | 3年超 5年以下 | 5年超 7年以下 | 7年超 10年以下 | 10年超 | 期間の定め のないもの | |
| 国 債 | — | — | — | — | — | 5,757 | — | 5,757 |
| 地方債 | — | — | 1,321 | — | — | 3,994 | — | 5,316 |
| 短期社債 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 社 債 | 413 | 2,056 | 1,786 | 1,145 | 2,591 | 6,529 | — | 14,523 |
| 株 式 | — | — | — | — | — | — | 85 | 85 |
| 外国証券 | 100 | 200 | 707 | 2,000 | 1,000 | 804 | 5,820 | 10,633 |
| その他の証券 | — | 89 | 2,568 | 732 | 176 | 191 | 154 | 3,912 |
| 合 計 | 513 | 2,346 | 6,384 | 3,878 | 3,768 | 17,277 | 6,060 | 40,228 |

| 区 分 | 令和5年3月期 | | | | | | | 合 計 |
|--------|---------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------|----------------|--------|
| | 1年以下 | 1年超 3年以下 | 3年超 5年以下 | 5年超 7年以下 | 7年超 10年以下 | 10年超 | 期間の定め のないもの | |
| 国 債 | — | — | — | — | — | 6,951 | — | 6,951 |
| 地方債 | — | 1,314 | — | — | 296 | 3,805 | — | 5,417 |
| 短期社債 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 社 債 | 924 | 2,442 | 1,085 | 1,986 | 1,574 | 5,883 | — | 13,897 |
| 株 式 | — | — | — | — | — | — | 89 | 89 |
| 外国証券 | 100 | 100 | 1,504 | 1,398 | 1,000 | 762 | 5,284 | 10,150 |
| その他の証券 | — | 267 | 2,331 | 346 | — | 189 | 178 | 3,314 |
| 合 計 | 1,024 | 4,125 | 4,921 | 3,731 | 2,870 | 17,592 | 5,552 | 39,820 |

有価証券残高（期中平均残高）

(単位：百万円)

| 区 分 | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 |
|--------|---------|---------|
| 国 債 | 4,483 | 7,097 |
| 地方債 | 5,385 | 5,486 |
| 社 債 | 14,576 | 14,369 |
| 株 式 | 87 | 84 |
| 外国証券 | 10,291 | 10,914 |
| その他の証券 | 5,039 | 4,509 |
| 合 計 | 39,863 | 42,462 |

預証率

(単位：%)

| 区 分 | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 |
|---------|---------|---------|
| 期末預証率 | 12.88 | 12.74 |
| 期中平均預証率 | 13.14 | 13.66 |

(注) 1. 預証率 = 有価証券 / (預金積金 + 譲渡性預金) × 100
2. 国際業務部門については該当ありません。

有価証券等の時価情報

売買目的有価証券、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ありません。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

| 区 分 | 種 類 | 令和4年3月期 | | | 令和5年3月期 | | |
|--------------------|-----|----------|-------|------|----------|-------|-------|
| | | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 地方債 | 1,461 | 1,587 | 125 | 1,099 | 1,166 | 67 |
| | 社 債 | 2,222 | 2,335 | 113 | 1,779 | 1,836 | 56 |
| | その他 | 2,808 | 2,842 | 34 | 200 | 202 | 2 |
| | 小 計 | 6,492 | 6,765 | 272 | 3,079 | 3,205 | 126 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 地方債 | — | — | — | 443 | 438 | △ 4 |
| | 社 債 | 219 | 216 | △ 3 | 707 | 686 | △ 20 |
| | その他 | 1,600 | 1,559 | △ 40 | 4,106 | 3,986 | △ 120 |
| | 小 計 | 1,820 | 1,776 | △ 44 | 5,257 | 5,111 | △ 146 |
| 合 計 | | 8,312 | 8,541 | 228 | 8,337 | 8,317 | △ 19 |

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託です。
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

その他有価証券

(単位：百万円)

| 区 分 | 種 類 | 令和4年3月期 | | | 令和5年3月期 | | |
|----------------------|-----|----------|--------|---------|----------|--------|---------|
| | | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差 額 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差 額 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株 式 | 19 | 17 | 2 | 42 | 36 | 6 |
| | 債 券 | 7,991 | 7,873 | 117 | 4,677 | 4,622 | 55 |
| | 国 債 | — | — | — | — | — | — |
| | 地方債 | 2,269 | 2,228 | 40 | 1,420 | 1,399 | 20 |
| | 社 債 | 5,722 | 5,645 | 77 | 3,257 | 3,222 | 34 |
| | その他 | 458 | 445 | 12 | 176 | 175 | 1 |
| | 小 計 | 8,468 | 8,336 | 132 | 4,897 | 4,834 | 63 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株 式 | 19 | 22 | △ 3 | — | — | — |
| | 債 券 | 13,701 | 14,114 | △ 413 | 17,556 | 18,562 | △ 1,005 |
| | 国 債 | 5,757 | 6,024 | △ 267 | 6,951 | 7,516 | △ 564 |
| | 地方債 | 1,585 | 1,641 | △ 56 | 2,453 | 2,592 | △ 139 |
| | 社 債 | 6,359 | 6,448 | △ 89 | 8,152 | 8,453 | △ 301 |
| | その他 | 9,676 | 10,460 | △ 783 | 8,978 | 10,435 | △ 1,456 |
| | 小 計 | 23,398 | 24,597 | △ 1,199 | 26,535 | 28,998 | △ 2,462 |
| 合 計 | | 31,866 | 32,934 | △ 1,067 | 31,433 | 33,832 | △ 2,399 |

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託です。
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

| 区 分 | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 |
|---------------|----------|----------|
| | 貸借対照表計上額 | 貸借対照表計上額 |
| 非上場株式 | 46 | 46 |
| 投資事業有限責任組合出資金 | 2 | 2 |
| 合 計 | 49 | 48 |

信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引

該当ありません。

リスク管理の体制

リスク管理体制

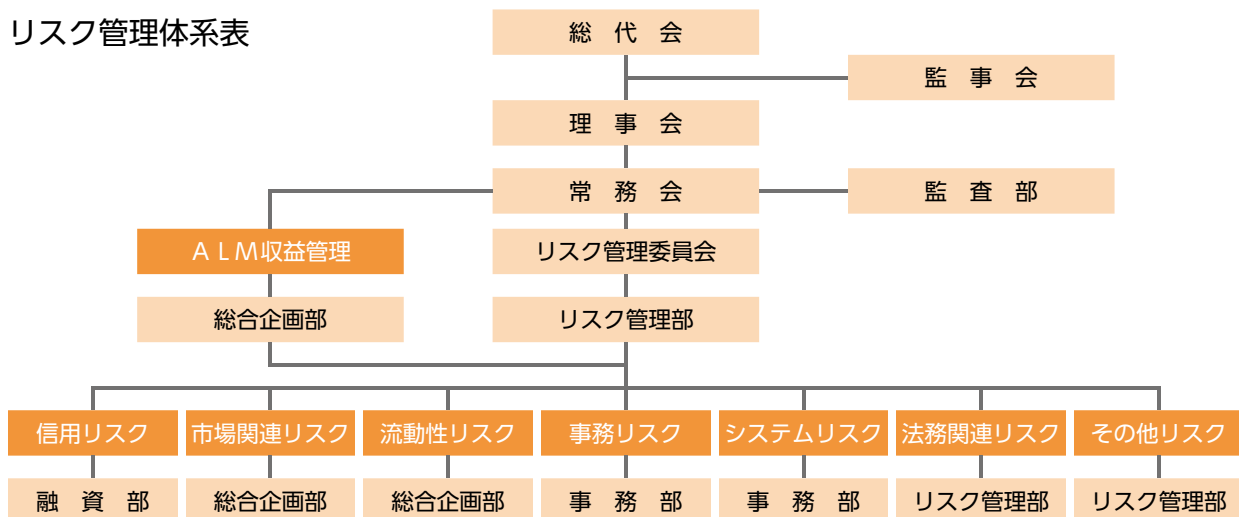
当金庫は、リスク管理体制の強化およびリスク管理手法の高度化を経営課題の一つに位置付け、安定した経営と健全な財務体質の維持向上に努めております。

「リスク管理基本方針」や「リスク管理規程」「各種リスク管理要領」などを定めて各種リスクに適正かつ組織的に対応するため、「リスク管理体系表」に基づき経営に反映すべき事項等については「リスク管理委員会」において協議し対応策を発信するなど日々管理体制の強化に取り組んでおります。

また、経営の健全性・安定性の一層の向上を図るため、限られた資本を有効に活用し、経営の効率性や収益性を高めていくための枠組みとして、信用リスク、市場関連リスク、オペレーショナル・リスク等の主要なリスクを合理的な手法で計量化し、リスクの総量が自己資本等の経営体力に収まるよう管理する「統合的リスク管理態勢」を構築し、その充実に取り組んでおります。

| | | | |
|---------|--|---------|---|
| 信用リスク | 信用リスクとは、信用供与先の信用状況が悪化し貸出金等の債務の支払いが不能となった場合、それに伴って貸倒等の損失を被るリスクのことです。当金庫では、相互牽制機能が働くよう営業推進部門から独立した審査部門において「信用リスク管理要領」などに基づいた厳格な審査と管理体制の強化に努めております。 | 事務リスク | 事務リスクとは、金庫の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことによってお客さまにご迷惑をおかけしたり、損害を発生させてしまうリスクです。当金庫では、定期的な業務役員会議による事務指導や店内勉強会を通じて事務知識・事務処理能力の向上に努めております。 |
| 市場関連リスク | 市場関連リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市況の変動により、保有する資産等の価値が変動し損失を被るリスクです。当金庫では、自己資本に見合った適正なリスク・リミット、運用限度枠、損失限度枠を遵守することにより市場関連リスクの厳正な管理に努めております。 | システムリスク | システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等によってお客さまや金庫が損失を被るリスクです。当金庫の業務処理の中核を担う勘定処理システムは業界が設立した「共同事務センター」システムを使用し、共同利用の強みを活かした超大型コンピュータの利用による高度の信頼性を常に確保しております。 |
| 流動性リスク | 流動性リスクとは、予期せぬ資金流出により必要な資金が確保できなくなる場合や、通常より高い金利で資金の調達を余儀なくされるリスクです。当金庫では、信金中金への預け金を中心に換金性の高い資産を保有することに心がけるとともに、突発的な現金需要にも十分に対応ができるよう、余裕を持った資金繰りに努めて、日次、週次、月次の資金繰り状況の把握・分析を行うなど流動性リスクが顕在化しないよう厳正に管理しております。 | 法務関連リスク | 法務関連リスクとは、法令違反や法的な検討が不十分なことなどによる信用の失墜から被るリスクです。当金庫では、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、「信用金庫職員の服務と倫理」に則り、各店舗にコンプライアンス担当者を配置し、各店舗のコンプライアンスの確保に努めるなど、法令遵守態勢の強化を図り、職員のコンプライアンス意識の向上と徹底に努めております。 |

リスク管理体系表



内部監査体制

当金庫では、事故防止の観点から、内部監査規程に基づく監査部の全部店への抜打ち監査や部店内検査の実施を通じて、相互牽制機能を含めたリスク管理体制の適切性・有効性の検証を行うなど内部監査体制を確立しております。

法令遵守の体制

コンプライアンス(法令等遵守)の態勢

当金庫では、地域社会の信頼に応えていくため法令等遵守の徹底を業務の健全性および適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置づけ役職員一体となって取り組んでおります。

具体的な取組みとして、法令等遵守に係る基本方針としてコンプライアンス規程を定めてこの規程に則った業務運営を実現するためのコンプライアンス・マニュアルを手引書として策定しております。

また、法令等遵守態勢の整備と強化を目的とする実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、各店舗に配置したコンプライアンス担当者による関連研修や啓蒙活動を実施しております。このほか、「はくさん信金よろず相談所」をリスク管理部内に設置して苦情・ご意見を承る体制を充実させるなど、お客さまからの信頼の確保に日々努めております。

倫理憲章

当金庫では、地域社会から信頼される信用金庫を目指すための具体的な行動指針として「はくさん信用金庫倫理憲章」を制定しております。これからもこの倫理憲章を鑑として社会的、公共的使命と責任を全うすることに全力を傾注してまいります。

「地域社会から信頼される金庫」を目指し

(信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任)

- 一、金庫がよき企業市民であるとの自覚と誇りをもって、社会的・公共的使命を果たすべく責任ある健全な業務運営に努めます。

(法令やルールの厳格な遵守と適正な業務運営)

- 一、各種法令等を遵守するとともに、社会規範を全うし、公正な業務運営に努めます。

(豊かな地域社会の実現)

- 一、基本的人権を重んじ、自然環境の保護にも配慮しつつ、豊かな地域社会づくりに努めます。

(経営の積極的ディスクロージャーとコミュニケーションの充実)

- 一、経営情報等を積極的に開示するとともに、広く地域社会とのコミュニケーションの充実に努めます。

(反社会的勢力の排除)

- 一、社会の秩序や安全に脅威を与えるような勢力や行為に対しては、毅然とした態度で臨みます。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守いたします。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー

金融機関では犯罪資金の洗浄を防いだり、テロの資金源を断つなど、組織犯罪・テロ対策に貢献することが求められており、緊急性が高く重要な経営課題となっております。

当金庫では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク管理態勢について経営の重要課題の一つとして位置づけるとともに、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、以下のとおり「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー」を制定し、組織として適切に対応できる管理態勢の更なる強化に取り組んでおります。

1. 運営方針

理事会は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。具体的には、組織全体で連携・協働してマネロン・テロ資金供与のリスクを特定・評価するための枠組みの構築、各部門の利害調整、マネロン・テロ資金供与リスクの特定・評価を実施するための指導・支援、マネロン・テロ資金供与リスクの評価結果を踏まえたポリシー・規程・手順等の策定、マネロン・テロ資金供与リスクを適切にコントロールするために必要となる経営資源の配分等について、主導性を発揮します。

また自金庫のマネロン・テロ資金供与リスクが変化した場合や、運営上の課題が確認された場合には、改めてポリシー・規程・手順等の見直しを検討し、マネロン・テロ資金供与対策の実効性を高める対応態勢を構築します。

2. 管理態勢

当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の主管部はリスク管理部とし、リスク管理部が関係する各部や営業店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取り組みます。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

適切な取引時確認を実施し、顧客や取引のリスクに即した対応策を実施する態勢を整備します。また、顧客から定期的な情報収集、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析することで、継続的な顧客管理による対応策の見直しを図ります。

5. 疑わしい取引の届出

営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した取引を基に、顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。

6. 資産凍結の措置

テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、主管部であるリスク管理部による営業店、ATM等における対策の実効性を定期的に検証し、対策の実効性確保に向けた改善を進めるとともに、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

顧客からの定期的な情報収集に向けて、当金庫のホームページ、営業店、ATM等を活用して、顧客からの理解を得るための周知、広報活動に取り組めます。

内部管理態勢の整備

内部管理基本方針の制定

当金庫は、内部管理体制整備が金庫経営における業務の健全性・適切性を確保するための最重要課題であるとの認識のもとに、本方針に従って継続的に内部管理制度の充実整備を図り、その実効性確保に努めております。

1 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、法令等遵守に係る基本方針として「コンプライアンス規程」を定める。また、これに則った業務運営を実現するため「コンプライアンス・マニュアル」を具体的な手引書として制定するほか、法令等遵守態勢の整備のための実践計画として毎年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定する。
- (2) 法令等遵守に関する事項を一元的に管理する「コンプライアンス統括部署」を設置するとともに本部各部並びに営業店に「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス統括部署との連携を図る。
- (3) 公益通報者保護の窓口として、職員がコンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず直接コンプライアンス統括部署の管理者に報告・相談を行うことができる「内部通報者保護規程」に基づく「コンプライアンス相談窓口」(ホットライン)を設置する。
- (4) 内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常務会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事会、常務会の各議事録は「理事会規程」、「常務会規程」に基づき作成し、「文書等の整理・保管事務取扱要領」の規定に基づき適切に保存・管理する。
- (2) 理事及び監事はこれらの文書を常時閲覧することができる。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務執行に係る各種リスクを統合的に把握するとともに、適正なリスクの範囲内での業務運営を図るため、「リスク管理規程」及びリスクカテゴリーに応じた管理要領等を定める。
- (2) リスク管理態勢強化に向けた施策の企画立案・推進・管理を目的として、常務会の下に専務理事を委員長とする「リスク管理委員会」を設置する。
- (3) 当金庫全体のリスクを一元的に管理する部門(以下、「リスク統括部門」という。)及びリスクカテゴリー毎の主管部門を定め、リスク管理の実効性及び相互牽制機能を確保するとともに管理責任を明確にする。
- (4) リスク管理上必要に応じ「リスク管理委員会」を開催して対応策等を協議し、その結果を常務会に報告する。
- (5) 内部監査部門は、リスク管理態勢の有効性・適切性について監査し、その結果を理事会、常務会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。
- (6) 大規模自然災害、重大なシステム障害及び風評リスク等緊急事態の発生時に生じ得る損害や影響を最小限に抑えるため、「コンテンツンジェンシー・プラン(災害時等の緊急時対応計画)」を定め、平時より危機管理態勢を整備する。
- (7) 適切且つ有効なリスク管理態勢を構築するため、各リスク主管部門は自己診断を定期的に実施し、その結果を理事会へ報告する。

4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、理事会を原則月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催するものとし、当金庫の経営方針及び業務戦略に関わる重要な事項については、常務会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- (2) 理事会は、全役員職員が共有する経営方針及び年度毎の基本経営計画を決定する。各担当理事は、これらに沿って具体的な施策及び効率的な業務執行体制を決定するものとし、必要に応じて常務会において議論を行う。
- (3) 理事会は、経営方針及び基本経営計画に関して定期的に検証すべき項目を定め、各部門の現状分析、改善策等を担当理事に報告させ、必要に応じて見直しを行う。
- (4) 理事会は、当金庫の業務の健全性、効率性を確保するため、経営情報及び地域貢献活動等の開示を適時適切に行う。

5 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 補助職員の確保、その人事権及び懲戒処分に関する事項
① 当金庫は、監事の求めに応じ、監事と事前協議のうえ、その

職務を補助すべき職員を配置する。

- ② 当金庫は、当該職員の人事異動及び考課等の人事権に係る事項や当該職員の懲戒処分の決定については、予め監事に同意を求めることとする。

- (2) 監事が、その職務を補助すべき臨時の職員を求めた場合は、理事長は内部監査部門から必要な人員を臨時に配置する。

6 監事の職務を補助すべき職員からの独立性に関する事項

- (1) 補助職員の指揮命令権に関する事項

- ① 監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令のみに従い、理事の指揮命令を受けない。

7 理事及び職員が監事に報告をするための体制

- (1) 理事は、次に定める事項について、事態認識後直ちに監事に報告する。

ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。

- ① 理事会及び常務会で決議された事項
- ② 当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ③ 経営状況に関する重要な事項
- ④ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- ⑤ 重大な法令・定款違反
- ⑥ 公益通報の状況及び内容
- ⑦ その他コンプライアンス上重要な事項

- (2) 職員は、前項に関する重大な事実を確認した場合には、監事に直接報告できる。

- (3) 監事は、理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができる。

8 監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制

- (1) 監事への報告を行った者が不利な取り扱いを受けない旨の体制の整備。

- ① 当金庫は、監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱い(人事異動や考課等の人事権に係る事項のほか、嫌がらせの言動などの報復措置の一切を含む)を行うことを禁止し、これを当金庫の役員職員に周知する。

- ② 当金庫は、上記の報告を行った者の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講ずる。

- ③ 監事への報告を行った者及びその内容に係る情報の管理体制の整備

当金庫は公益通報者保護の観点から、監事への報告については、匿名で行うことを認めるとともに、その報告を行った者の個人情報及びその報告内容を開示してはならないこととする。

- (2) 監事への報告を行った者が不利な取扱を受けた場合における当金庫としての対応

- ① 当金庫は、上記の報告を行った者に対して不利な取扱を行った者がいた場合には、公益通報者保護の観点から「コンプライアンス規程」や「就業規則」等に則り厳格な処分を行う。

9 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監事は、職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス統括部署の管理者等との緊密な連携を図り、定期的な情報交換を行うなど適正な監査の実施に努める。

- (2) 代表理事は、監事と定期的に意見交換会を実施し、監事から監事監査の環境整備等について要請があれば誠実に協議を行う。

- (3) 監事が独自に意見形成するために、弁護士、公認会計士その他の専門家に依頼する体制を確保する。

10 監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査費用及びその前払いや償還に関する当金庫の方針

- ① 当金庫は、監事が監査費用及びその前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務がその職務の執行に必要なものでないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ② 当金庫は、不祥事発生時等において、監事が外部の専門家(弁護士、公認会計士等)を利用することを請求した場合、当該請求がその職務の執行に必要なものでないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

顧客保護等への取組み

顧客保護等管理方針

当金庫は、お客さまの自由な意思を尊重し、その資産、情報およびその他の利益を保護するため、法令等を遵守し利便性の向上に向けて、以下の事項を定め、お客さまの信頼に応えてまいります。

1. 当金庫は、法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。また、お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上に向けて継続的な取組みを行ってまいります。
2. 当金庫は、お客さまへの説明を要するすべての取引や商品について、そのご理解やご経験・ご資産の状況等に応じた適切な情報提供と商品説明を行います。
3. 当金庫は、お客さまからのご意見や苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるように努めてまいります。
4. 当金庫は、お客さまの情報を、適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いやお客さまの同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客さまの情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
5. 当金庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるように努めてまいります。

※本方針の「お客さま」とは、「当金庫の利用者および利用予定者」を意味します。

※本方針の「業務」とは、与信取引、預金の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客さまと当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務です。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることといたします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適切な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくため、当該商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係わる勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、窓口までお問い合わせください。

プライバシーポリシー(個人情報保護宣言)～ 抜粋 ～

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

なお、プライバシーポリシー（個人情報保護宣言）の詳細につきましては、当金庫ホームページをご覧ください。

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則等に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

「お客さま本位の業務運営」に関する宣言

当金庫は、地域に貢献できるコミュニティバンクを目指して、地元の発展と地域社会の繁栄に貢献するという経営理念のもと、お客さまの資産形成・資産運用においてより良い金融商品・サービスを提供し、ご満足いただける業務運営を実現するため、金融商品販売等に関する取組方針を以下のとおり定め、役職員全員で実践してまいります。

この方針に基づく具体的な取組みについては、定期的に取組み状況を検証するとともに、必要に応じて見直します。

お客さまの多様なニーズにふさわしい金融商品・サービスの提供

お客さまの金融商品に関する知識、お取引経験、財産の状況、および取引目的・ニーズ等をしっかりと伺いしたうえで、商品のご提案をさせていただきます。また、お客さまのご意向・ニーズに沿えるように、商品ラインナップの整備および、資産形成に役立つ情報の提供に努めてまいります。

お客さまの利益が不当に害されることなき適切な管理

お客さまのお取引における利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、適切に管理してまいります。

お客さまへの重要な情報の分かりやすい提供

お客さまにご負担いただく手数料その他費用の透明性の向上を図り、お客さまへ分かりやすく説明してまいります。また、お客さまご自身に適切な判断をしていただくために、金融商品・サービスのご提案にあたっては、商品の特徴やリスクの所在等重要事項について、分かりやすい説明に努めてまいります。

お客さま本位の業務運営実践のための体制整備

本方針の理解と浸透のための職員教育・研修等により、職員の専門知識の向上に努め、お客さまのライフステージ等に応じたコンサルティングができる能力を備えた職員の育成に取り組んでまいります。

金融ADR制度への対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、業務運営体制・内部規程を整備して苦情等の解決を図り、お客さまからの信頼性の向上に努めております。また、苦情処理措置・紛争解決措置等の概要につきましては、ホームページ、店頭ポスター等で公表しております。

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店またはリスク管理部内“はくさん信金よろず相談所”で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関連部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は、営業店または次の専用窓口へお申し出ください。

| | |
|------|---------------------------------|
| 名 称 | はくさん信用金庫 リスク管理部内 “はくさん信金よろず相談所” |
| 住 所 | 〒920-8674 石川県金沢市玉川町11番18号 |
| 電話番号 | 076-233-1175（直通） |
| 受付時間 | 8:45～17:00（信用金庫営業日） |
| 受付媒体 | 電話、手紙、面談 |

なお、お客さまの個人情報、苦情等の解決を図るために、また、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、全国信用金庫協会の「全国しんきん相談所」や北陸地区信用金庫協会の「北陸地区しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。

詳しくは、前記“はくさん信金よろず相談所”にご相談ください。

| 名 称 | 全国しんきん相談所 （一般社団法人全国信用金庫協会） | 北陸地区しんきん相談所 （一般社団法人北陸地区信用金庫協会） |
|------|-------------------------------|-----------------------------------|
| 住 所 | 〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 | 〒920-0902 石川県金沢市尾張町1-4-15 |
| 電話番号 | 03-3517-5825 | 076-261-2836 |
| 受付時間 | 9:00～17:00（信用金庫営業日） | 9:00～17:00（信用金庫営業日） |
| 受付媒体 | 電話、手紙、面談 | 電話、手紙、面談 |

5. 金沢弁護士会、福井弁護士会、富山県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、前記“はくさん信金よろず相談所”または前記各「しんきん相談所」へお申し出ください。

なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

| 名 称 | 金沢弁護士会紛争解決センター | 福井弁護士会紛争解決センター | 富山県弁護士会紛争解決センター |
|------|--|---|--|
| 住 所 | 〒920-0937 石川県金沢市丸の内7-36 | 〒910-0004 福井県福井市宝永4丁目3-1（7階） | 〒930-0076 富山県富山市長柄3丁目4-1 |
| 電話番号 | 076-221-0242 | 0776-23-5255 | 076-421-4811 |
| 受付時間 | 月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～17:00 | 月～金（祝日、年末年始除く） 9:00～17:00 | 月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～16:00 |
| 名 称 | 東京弁護士会紛争解決センター | 第一東京弁護士会仲裁センター | 第二東京弁護士会仲裁センター |
| 住 所 | 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 | 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 | 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 |
| 電話番号 | 03-3581-0031 | 03-3595-8588 | 03-3581-2249 |
| 受付時間 | 月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～16:00 | 月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00 | 月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～17:00 |

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

I. 中小零細企業の経営改善への取組み状況

お取引事業先に対するコンサルティング機能の発揮

1. ライフステージに応じたお取引事業先への支援

- ①新規事業所融資開拓活動の取組み
- ②創業・新事業支援
 - ・創業、新事業支援融資の推進
- ③成長段階における支援
 - ・ビジネスマッチング活動の推進
 - ・個人保証・不動産担保に過度に依存しない融資の推進
- ④経営改善・事業再生・業種転換等の支援
 - ・経営改善計画の策定支援
 - ・モニタリングを通じた経営相談・支援の徹底
 - ・中小零細企業等の金融円滑化への取組み

2. 課題解決型金融を担う人材の育成

- コンサルティング能力・目利き能力の向上
- コミュニケーション・スキルと営業力の向上

II. 地域活性化への取組み状況

1. 地域の面的再生への積極的な参画

- 地元自治体との連携
- 商工関係団体や業界中央機関との連携
- 石川県産業創出支援機構（ISICO）との連携
- 地域のお客さまへの多様な金融サービスのご提供
- 社会的・文化的貢献活動の推進
- 地域やお客さま組織との連携

2. 地域やお客さまに対する積極的な情報発信

- ディスクロージャー誌を活用した積極的な情報発信
- ホームページを活用した各種取組みのご紹介

新規事業所融資開拓活動の取組み

「Face to Face」の営業活動を通じ、地域の事業先の相談活動を積極的に展開するとともに、事業先との関係強化と安定した資金供給を目的に新規事業所融資開拓活動を全員営業体制で実施し、令和4年度は新たに173先のお客さまにお取引いただきました。今後も地域に密着した金融仲介機能を更に発揮し、新しいお客さまの開拓や融資先数の増加を中心とした活動を充実させることで地域の活性化を目指してまいります。

創業・新事業支援への取組み

日常の営業活動を通じた地域・お客さまの情報収集や、地元商工会議所等との連携により、創業・新事業を目指すお客さまへの計画策定のお手伝いや融資対応を積極的に実施するとともに、開業後におきましても、モニタリングを通じて各種ご相談に応じております。

個人保証・不動産担保に過度に依存しない融資の推進

企業の事業価値を見極める目利き力や定性情報・地域情報を生かし、お取引先と膝を交えた対面取引を基本とする信用金庫固有の融資手法を徹底するため、以下の事業性融資商品を推進しております。

(単位：件、百万円)

| 商品名 | 商品内容 | 融資形態 | 件数 | 金額 |
|-------------|------------------------|------|-----|-------|
| スーパー5000 | 内部格付をベースとした融資商品 | 手形貸付 | 5 | 250 |
| | | 当座貸越 | 187 | 2,140 |
| サポート1000 | 職域サポート制度の契約事業所さま向け融資商品 | 当座貸越 | 106 | 316 |
| サポート300、600 | 事業性評価に基づく融資商品 | 当座貸越 | 58 | 171 |

(注) 令和4年度の実績(当座貸越の金額は貸越極度額)にて記載しております。

経営者保証に関するガイドラインの活用状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

(1) 経営者保証に関する取組方針

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着していくために、以下のとおり取り組みます。

お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。

上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。

経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。

お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。

事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。

また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。

お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

(2) 「経営者保証ガイドライン」への取組状況

| 区 分 | 令和4年度 |
|---|--------|
| 新規に無保証で融資した件数 | 193件 |
| 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合 | 10.43% |
| 保証契約を解除した件数 | 6件 |
| 経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り) | 0件 |

金融円滑化への取組み

当金庫は、お取引先企業の事業活動の円滑な遂行と住宅ローンを抱えるお客さまの生活の安定を金融の面からサポートし、特に、貸出条件の変更などを求められた場合には、その要請を真摯に受け止め、お客さまの経営実態や抱えている課題を十分に把握したうえで、課題解決に必要な貸出条件の変更などのきめ細かな対応に努めております。

現下の新型コロナウイルス感染症や資材・エネルギー価格高騰などの影響を受けている事業者の皆さまからの資金繰りや返済条件のご変更を含めた経営に関するご相談のほか、住宅ローン、消費者ローンをご利用のお客さまからのご返済に関するご相談などに迅速かつ柔軟に対応できるよう、特別金融相談窓口を設置しております。

「新型コロナウイルス緊急支援資金」などの特別融資もお取り扱いしておりますので、資金繰りやご返済などに少しでも不安をお持ちの方は、ご遠慮なく下記窓口までご相談ください。

貸付けの条件の変更等の実施状況 (集計期間：令和2年3月10日～令和5年3月31日)

(単位：件)

| | 申込み | 実行 | 謝絶 | 審査中 | 取下げ |
|-----------------------------------|-------|-------|----|-----|-----|
| | 件数 | 件数 | 件数 | 件数 | 件数 |
| 中小企業者向け貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 | 1,044 | 1,023 | 0 | 11 | 10 |
| 住宅資金借入者向け貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 | 43 | 40 | 1 | 0 | 2 |

金融円滑化に関するご相談窓口 受付時間 平日 8:45～17:00

◆中小企業者の皆さま

お取引店 または はくさん信用金庫 融資部
TEL：076-233-1135 (直通)

◆住宅ローン、消費者ローンをご利用の皆さま

お取引店 または はくさん信用金庫 リテール営業部
TEL：076-233-1134 (直通)

金融仲介機能のベンチマークの取組み

平成28年9月に、金融庁から金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標として「金融仲介機能のベンチマーク (以下、「ベンチマーク」という。)」が公表されました。

当金庫は、これらの指標を活用し、引き続き、地域のお客さまのニーズにお応えするとともに、課題解決に繋がる本業支援、経営改善支援に積極的に取り組んでまいります。

共通ベンチマーク (令和5年3月末基準)

1. 取引先企業の経営改善や成長力の強化

(単位：先、億円)

| ベンチマーク① | 項目 | 令和5年3月 | 令和4年3月 | 令和3年3月 |
|--|---------------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 当金庫がメインバンク(融資残高1位)として取引を行っている企業のうち、経営指標(売上・営業利益率・労働生産性等)の改善や就業者数の増加が見られた先数 | メイン先数 | 710 | 745 | 779 |
| | メイン先の融資残高 | 528 | 504 | 534 |
| | 経営指標等が改善した先数 | 514 | 483 | 331 |
| | 経営指標等が改善した先に係る3年間の事業年度末の融資残高の推移 | 令和5年3月 380 | 令和4年3月 366 | 令和3年3月 323 |

※令和5年3月末の与信額10,000千円以上の融資先を対象として集計しております。以下2.のベンチマーク②、④及び3.の⑤も同様としております。

2. 取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

(単位：先)

| ベンチマーク ② | 項目 | 条変総数 | 好調先 | 順調先 | 不調先 |
|-----------------------------------|--------------------------|------|-----|-----|-----|
| 当金庫が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況 | 中小企業の条件変更先に係る経営改善計画の進捗状況 | 115 | 5 | 42 | 68 |

(単位：件)

| ベンチマーク ③ | 項目 | 件数 |
|--------------------|----------------|----|
| 当金庫が関与した創業、第二創業の件数 | 当金庫が関与した創業件数 | 31 |
| | 当金庫が関与した第二創業件数 | 0 |

(単位：先、億円)

| ベンチマーク ④ | 項目 | 全与信先 | | | | | |
|-----------------------------------|---------------------------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 創業期 | 成長期 | 安定期 | 低迷期 | 再生期 | |
| ライフステージ別の与信先数 (先数単体ベース)、及び、融資額 | ライフステージ別の与信先数 | 1,173 | 87 | 82 | 787 | 102 | 115 |
| | ライフステージ別の与信先に係る事業年度末の融資残高 | 774 | 41 | 68 | 524 | 39 | 99 |

(注) ベンチマーク② 貸付条件の変更を実施している先で、売上高を指標とし、経営改善計画との対比にて「好調先、順調先、不調先」に区分しております。

(注) ベンチマーク③ 創業への関与とは、創業計画の策定支援、創業期の取引先への融資、政府系金融機関や創業支援機関の紹介、ベンチャー企業への助成金・融資・投資をいいます。第二創業とは、既に事業を営んでいる企業の後継者等が新規事業開始すること、既存の事業を譲渡（承継）した経営者等が新規事業を開始すること、抜本的な事業再生によって企業が業種を変えて再建することをいいます。

(注) ベンチマーク④ ライフステージの区分については、創業期は創業、第二創業から5年までの先をいい、成長期、安定期、低迷期は決算直近2期の売上高平均が過去5期の平均に対する増減率で区分し、再生期は貸付条件の変更先または延滞先をいいます。

3. 担保・保証依存の融資姿勢からの転換

(単位：億円)

| ベンチマーク ⑤ | 項目 | 件数 | 融資残高 |
|--|------------------------------|-------|-------|
| 当金庫が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額、及び、全与信先数及び融資額に占める割合 | 事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資残高 | 70 | 50 |
| | 上記計数の全与信先数及び当該与信先の融資残高に占める割合 | 4.70% | 5.50% |

(注) 事業性評価に基づく融資とは、財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、取引先企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価して行った融資をいいます。

課題解決型金融を担う人材の育成

お客さまの身近で頼れるパートナーとして、さまざまなニーズやご相談に対して、ご提案やアドバイス等、付加価値の高い金融サービスでお応えできるよう、コンサルティング能力、目利き力の実務面での能力向上を図るため、石川県産業創出支援機構に職員を出向させているほか、石川県信用保証協会に職員をトレーニーで派遣しております。また、当金庫内部の研修のほか、他機関が主催する外部研修や、通信講座へ多くの職員が積極的に参加しております。

地方公共団体・信用保証協会との関係

当金庫では、地方公共団体とのお取引や、石川県信用保証協会の保証付融資の活用を通じ、地域への円滑な資金供給に取り組んでおります。地域貢献の観点から取り組んでおります地方公共団体向けのご融資残高は、令和5年3月末現在で470億47百万円、石川県信用保証協会の保証制度等を活用した中小企業及び個人事業主のお客さまへの事業資金のご融資件数・残高は令和5年3月末現在で2,515件、222億31百万円となっております。

また、同協会が行う専門家派遣事業のスキームを活用し、令和4年度は7先のお客さまに経営改善計画策定などの経営支援を実施したほか、女性起業家の創業支援や経営支援に同協会の女性支援チーム「エコート」と連携し取り組むなど、同協会との連携によるお客さまの課題解決についても積極的に取り組んでおります。

商工関係団体との連携

当金庫では、営業区域内の各商工会との間で、産業振興の分野において相互の人的・知的資源などを効果的に活用することにより、地域経済の発展と活性化に貢献することを目的に、『産業振興連携協力に関する協定』を締結、一定の要件を満たす商工会会員企業及び個人事業主の皆さま向けに、石川県信用保証協会保証付融資の金利を優遇する『しんきん特別融資』制度をご用意し、提携商工会の会員の皆さまにご利用いただいております。今後も地域経済の活性化や健全な発展のため、創業支援や経営改善支援など様々な分野で地元商工関係団体との連携をより一層深めながら、お客さまの様々な経営課題の解決に積極的に取り組んでまいります。

石川県産業創出支援機構（ISICO）との連携

事業者の皆さまを巡る経営課題が多様化、複雑化するなか、当金庫では、事業者の皆さまとの丁寧な対話を通じ、ニーズや経営課題を十分に把握したうえで、個々のお客さまが抱える様々な経営課題に対応するため、石川県産業創出支援機構（ISICO）と連携し、豊富な知識と経験を持つアドバイザーやコーディネーター、より踏み込んだご支援が必要な場合には外部専門家の知見等も活用しながら、具体的な提案や抜本的な経営改善計画の策定支援など、最適なソリューションのご提供に取り組んでおります。

ビジネスマッチング活動の推進

当金庫では、お取引先事業者の皆さまのビジネスマッチング支援強化を目的に、マッチング情報の共有掲示板「ラポール」を金庫内の共有サイトで運用しております。また、信用金庫業界のネットワークを活用し、石川県内の信用金庫合同のビジネスフェアや、地域を超えた県外のマッチングイベント情報等についても積極的にご提供しておりますほか、事業承継やM&A、人材確保、ネット販売代行支援、クラウドファンディングといった分野についても外部専門業者との業務提携を行うなど、より幅広いマッチングニーズに対応する態勢を整備しております。

地域やお客さまに対する積極的な情報発信

地域のお客さまのご理解を深めていただけるよう、ディスクロージャー誌やホームページなどを活用し、地域密着型金融の取組みをはじめ、さまざまな情報を積極的に発信しております。

今後も地域やお客さまからの信頼向上を目指し、積極的にわかりやすい情報発信に努めてまいります。

地域とのふれあい

| | |
|---------------------------------|--|
| 社会貢献100円募金の寄贈 | 県内4信用金庫とその役職員から集められた令和4年度の「社会貢献100円募金」については、令和4年8月の大雨被害に対する義援金として、石川県信用金庫協会より石川県へ寄付させていただきました。 |
| ボランティア活動 | 当金庫では、小松市粟津温泉周辺の「里山保全活動」や、「はくさん信用金庫の海岸林づくり」活動を実施しておりますほか、各地区の清掃活動、「金沢マラソン」や「白山白川郷ウルトラマラソン」等のイベントにボランティアスタッフとして参加しております。今後とも、地域社会の一員として積極的に地域貢献活動に取り組んでまいります。 |
| 野々市市とボランティア支援(アダプトプログラム)の合意書に調印 | 地域貢献活動の一環として、令和3年3月1日(月)に、野々市市と公共施設管理ボランティア事業(アダプトプログラム ^(※))の合意書に調印いたしました。この合意書に基づき年2回、野々市支店および野々市南支店の職員が、野々市市本町3丁目から2丁目の市道約510メートルで清掃や除草のボランティア活動を実施しております。 (※) アダプトプログラム：市民と行政が協働し、まちの環境美化活動を行い、行政がこれを支援する仕組みのこと。 |
| 「こびとづかんの町つるぎ」プロジェクトへの参画 | 当金庫では、鶴来まちづくり協議会による「こびとづかんの町つるぎ」プロジェクトに賛同し、「こびとづかん」のキャラクターを使った通帳・キャッシュカードを発行しております。 |
| 小松地区小学生珠算競技大会 | 小松地区において毎年主催している小学生珠算競技大会は、平成30年度に55回を数えるなど、地域の皆さまのご協力のもと長きにわたり開催しておりますが、令和元年度以降は、コロナ禍において参加児童ならびに保護者の皆さま、運営にあたる職員等関係者の健康と安全を最優先に考慮し中止とさせていただいております。今後の開催につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行状況等を踏まえつつ、引き続き参加者の皆さまの健康と安全を最優先に検討してまいります。 |
| フードドライブへの取組み | 金庫では、食品ロスの削減と地域貢献の観点から、「フードドライブ」(家庭で余っている食品を持ち寄り、福祉団体等に提供する活動)の取組みを実施しております。令和4年度は10月3日～10月21日にかけて募集を行ったところ、お客さま及び役職員から計518品の食品をご提供いただきました。 ご提供いただいた食品は、令和4年11月25日に社会福祉法人石川県社会福祉協議会に寄贈し、特定非営利活動法人いしかわフードバンク・ネットの締結団体(市町社会福祉協議会、こども食堂等)で活用されることとなりました。 |

地域との連携

| | |
|---------------------------------|---|
| 「いしかわ里山振興ファンド」に参画 | 里山里海の資源を活用した ^{まろひい} 生業創出、里山里海地域の振興、スローツーリズムの推進、多様な主体の参画による里山保全活動の推進、里山里海の恵みの大切さについての普及啓発等を行うことで、元氣な里山里海地域の創成を図ることを目的とした「いしかわ里山振興ファンド」に参画しています。 |
| 「いしかわ中小企業チャレンジ支援ファンド」に参画 | 産業化資源を活用した新たな取組みの積極的な掘り起こしや、新商品の開発、事業化に対する支援産業化資源の魅力向上への取組みに対する支援を目的とした「いしかわ中小企業チャレンジ支援ファンド」に参画しています。 |
| 「いしかわ次世代産業創造ファンド」に参画 | 次世代産業として有望な分野における新製品・新技術開発に対する助成、および基盤技術の高度化に向けた研究開発に対する助成、その他企業と県内外の大学研究者との交流・連携に対する助成等を通じて次世代産業の創造に向けた産学官連携の取組みへの支援を目的とした「いしかわ次世代産業創造ファンド」に参画しています。 |
| 「いしかわ事業者版環境ISO」を取得 | 地球温暖化対策や循環型社会への取組みについて企業の社会的責任(CSR)に基づき、積極的に対応を図り、住みよい社会と豊かな自然を将来世代に伝えることに貢献するため、「いしかわ事業者版環境ISO」を取得しております。 |
| 「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」に認定 | 当金庫は、石川県創設の男女の共同参画に向けた具体的な取組みを促すことを目的とする「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」に認定されております。仕事と育児・介護の両立などを推進するワークライフバランス(仕事と生活の調和)の取組み、男女が働きやすい職場環境づくりなどに取り組んでおります。 |
| 「森林整備活動CO ₂ 吸収証書」を授与 | 「はくさん信用金庫海岸林づくり」による環境保全活動により、令和4年度の二酸化炭素吸収量が0.6CO ₂ トンとの認証を受け、「森林整備活動CO ₂ 吸収証書」が石川県より授与されました。 |
| 能美市と相互連携協定を締結 | 能美市への移住・定住の促進に向けて、相互の連携を図り、それぞれが有する機能を効果的に発揮することにより多様な暮らしが実現できるまちづくりに寄与することを目的とし、当金庫と能美市、株式会社北國銀行、並びにあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の4者間で相互連携協定を締結しました。 |

『プレミアム1000社の会』との連携

当金庫では、金沢、野々市、松任、美川、川北、鶴来、根上、寺井、辰口および小松の各地区における「はくさん会」などの親睦団体を通じ、お客さまとの交流を深めております。『プレミアム1000社の会』は、上記の各地区の「はくさん会」を母体として、地区横断的に連携を図り、会員相互の販路拡大や経営支援を目的としたビジネスマッチングの実施、および会員企業の健全な発展に向けたセミナー（勉強会）を開催するなど、より大きな枠組みの中で会員企業の業績向上への機会を醸成することを目的として設立された顧客組織です。

足元の各親睦団体の会員総数は、会員の皆さまからのご紹介もあり、おかげさまで1,901社（令和5年5月末現在）となっております。今後も「はくさん会」ならびに『プレミアム1000社の会』との連携を通じ、会員の皆さまとの信頼関係をより一層深めるとともに、会員の皆さまの事業発展に資する取組みを積極的に実施してまいります。

令和5年5月末現在の会員数

(単位：社)

| プレミアム1000社の会 | | | | | | | | | | 合 計 |
|--------------|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| はくさん会 | 金 沢 | 野々市 | 松 任 | 美川・川北 | 鶴 来 | 根 上 | 寺 井 | 辰 口 | 小 松 | |
| 会 員 数 | 498 | 248 | 262 | 178 | 129 | 99 | 81 | 100 | 306 | 1,901 |

令和4年度『プレミアム1000社の会』セミナー開催実績

| テ ー マ | 開 催 日 | 講 師 | 参加人数 |
|--|------------|--|------|
| 第42回 「新社会人向けセミナー 『社会人としての意識・マナー、報連相の必要性』」 | 令和4年 4月21日 | 三井住友海上火災保険株式会社 営業推進部 法人開発室 課長 古山 直子 氏 | 28名 |
| 第43回「明日から実践できるSDGs」 | 令和4年 5月13日 | 株式会社 LODU CEO 島田 高行 氏 CFO 青木 啓人 氏 | 23名 |
| 第44回「事業承継における財産承継」 | 令和4年 7月14日 | 朝日会計コンサルティング株式会社 朝日税理士事務所 公認会計士・税理士 朝日 翔史郎 氏 | 18名 |
| 第45回「人生100年！お金と上手につきあおう」 | 令和4年 8月 8日 | 金融広報アドバイザー 北本 裕子 氏 | 22名 |
| 第46回「八百屋の端くれが語る波乱繁盛記」 | 令和4年 8月25日 | フルーツアーティスト 杉山フルーツ 代表 杉山 清 氏 | 84名 |
| 第47回「販路開拓・拡大に必要なこと」 | 令和4年10月 4日 | 一般社団法人 石川県中小企業診断士会 会長 中小企業診断士 石井 伸太郎 氏 | 27名 |
| 第48回「価値起点のデザイン経営」 | 令和4年10月25日 | 石川県 副知事 西垣 淳子 氏 | 105名 |
| 第49回「知って得する働き方改革」 | 令和4年11月17日 | 中谷宗紘社会保険労務士事務所 中谷 宗紘 氏 | 27名 |
| 第50回 「失敗しない！ SNSサービスの活用と業務改善について」 (共催：一般社団法人石川県情報システム工業会) | 令和4年12月 8日 | ワークスマバイルジャパン株式会社 北川 幹雄 氏 | 30名 |
| 第51回 「『SDGsは経営に役に立つ』を実感できる セミナー」 | 令和5年 1月18日 | 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 公益財団法人 石川県産業創出支援機構 (よろず支援拠点) | 26名 |
| 第52回「中小企業でもできる攻めの DX」 | 令和5年 2月 2日 | 小宮山 真吾 氏 | 33名 |
| 第53回 「クラウドファンディングを活用しよう！」 | 令和5年 2月14日 | 株式会社マクアケ | 34名 |
| | 令和5年 2月17日 | 北陸拠点責任者 下村 昂平 氏 | 28名 |
| 第54回 「企業向けJICA民間連携事業制度のご紹介」 | 令和5年 3月10日 | JICA 北陸 業務課 高野 勝郎 氏 | 28名 |
| 「JICA事業を通じた 中米・ホンジュラスでの取り組み」 | | 株式会社 測商技研北陸 取締役 舘中 敬介 氏 | |

総代会について

1. 総代会の仕組み

(1) 総代会制度

信用金庫は、お客さまである「会員の自治」を基本に会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神で、会員・お客さま自らの自己実現と、経済価値だけでなく文化的・社会的価値も重視した地域社会の実現を目的とした協同組織金融機関であり、会員一人ひとりの意見を最大の価値と考え、民主的に運営しております。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の運営に参加することとなります。

しかし、信用金庫業界では一般的に会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。

そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。

したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する総代選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、会員懇談会を実施するなど日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、様々な経営改善に取り組んでおります。なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

(2) 総代会の図解

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



① 総代会の決議により、会員の中から選考委員を選任

② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考基準に基づき、選考委員が総代候補者を選考

③ 理事長は、総代候補者氏名を店頭に掲示し、所定の手続きを経て、会員の代表として総代を委嘱

2. 総代候補者選考基準

(1) 資格要件

- ・当金庫の会員であり、就任時点で満80歳を超えないこと。

(2) 適格要件

- ・総代として相応しい見識を有している方
- ・人格、識見に優れ、金庫の理念・使命を十分理解している方
- ・良識をもって正しい判断ができる方
- ・その他総代候補者選考委員が適格と認めた方

3. 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
 - ・総代の定数は100人以上180人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定めております。
- なお、令和5年6月16日現在の総代数は156人です。

【総代の選任区域】

| 選任区 | 選任区域 |
|-----|-----------------------------------|
| 第1区 | 金沢市、かほく市、河北郡、野々市市 |
| 第2区 | 白山市、能美郡川北町 |
| 第3区 | 小松市、能美市、加賀市 |
| 第4区 | 白山市(旧石川郡鶴来町・河内村・鳥越村・吉野谷村・白峰村・尾口村) |
| 第5区 | 白山市(旧松任市・旧石川郡美川町)、野々市市 |
| 第6区 | 能美市(旧能美郡根上町)、小松市、加賀市 |
| 第7区 | 能美市(旧能美郡寺井町) |
| 第8区 | 能美市(旧能美郡辰口町)、能美郡川北町 |
| 第9区 | 金沢市、かほく市、河北郡 |

(2) 総代の選任方法

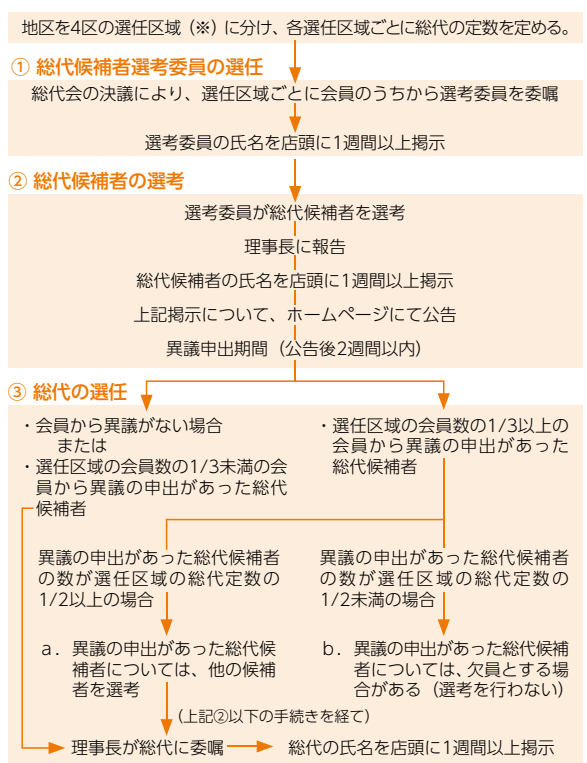
総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、2. 総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる。)

(3) 総代の選任方法の図解

<総代が選任されるまでの手続きについて>



※総代選任規程付則に基づき、令和6年7月の改選までは旧北陸信用金庫の選任区域3区と旧鶴来信用金庫の選任区域6区を引継ぎ9区とする。

4. 総代会の決議事項

令和5年6月16日に開催された令和5年度通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり了承されました。

① 報告事項

第52期（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）
業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

② 決議事項

第1号議案 第52期剰余金処分案承認の件
第2号議案 理事選任の件
第3号議案 監事選任の件
第4号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件
第5号議案 総代候補者選考委員選任の件

5. 総代の氏名（順不同、敬称略）

（令和5年6月16日現在）

| 選任区 | 総代数 | 氏 名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|---------|--------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--|--|
| 第1区 | 28人 | 秋山 武彦② | 大島 國雄⑦ | 川原 一晃② | 木下 孝治① | 島田 清⑦ | 大聖寺谷 敏① | 東郷 博樹② | 林 靖男⑦ | 藤原 禎嗣② | 松井 茂④ | 松田 正⑤ | 宮本 哲一⑤ | 森本 昇② | 安嶋 昇① | 内村 栄一⑥ | 北村 成人⑧ | 木野 哲夫⑦ | 中村 誠宏④ | 久安 常信② | 村山 和雄② | 荒矢 勇三⑥ | 岡田 等④ | 中田 憲幸② | 藤弥 一司③ | 宮下 邦昭⑥ | 麻井 敏正③ | 舘 俊郎② | 古川 博之④ | | |
| | | 浅野 昭利② | 新井 裕一① | 江戸 則崇① | 大竹 成和⑥ | 岡島 健一④ | 桶川 和孝③ | 加藤 功④ | 北田 友丈⑥ | 小柳 善裕⑥ | 斉藤 信也③ | 田中 伸治② | 徳田 邦男④ | 林 康友⑨ | 福田 裕⑦ | 藤本 和久① | 町川 一均① | 村松 哲矢③ | 山本 富元③ | 荒木 敏明② | 北村 達也② | 中島 俊幸⑦ | 二木 喜博③ | 明彦 保信④ | 宮竹 栄滋① | 吉田 隆男⑦ | 渡邊 文生② | | | | |
| | | 潮津 勇④ | 近江 修三② | 小前田 彰① | 新村 健一⑦ | 鈴 大八⑪ | 忠谷 久志⑫ | 中川 國雄① | 西 登茂一⑨ | 廣田 信也① | 藤田 秀② | 三ツ村 正基② | 宮城 武男⑩ | 村中 剛一⑪ | 森田 孝③ | 大井 八郎① | 鍵谷 稔① | 小森 隆盛⑩ | 下荒 隆久③ | 高藤 一男⑫ | 永田 圭吾⑦ | 山本 博之① | 浅蔵 與成⑤ | 勝木 輝男⑤ | | | | | | | |
| | | 松村 邦寛⑫ | 米森 昭夫⑪ | 山本 隆⑦ | 北野 一郎⑦ | 田中 充人⑦ | 山守 保裕⑥ | 小寺 洋志裕④ | 濱田 英治④ | 林 昌典④ | 西 弘三③ | 目名 保彦③ | 大屋 潤一③ | 森 政人③ | 吉田 雅人① | 高野 博之⑥ | 常山 明夫⑤ | 林 久盛③ | 町 享治① | 小田 吉一⑥ | 風 尚樹⑥ | 久司 尚紀⑤ | 山本 外勝④ | 織田 毅④ | | | | | | | |
| 第5区 | 7人 | 小野寺 裕治③ | 古瀬 浩二④ | 田中 俊憲③ | 安江 清⑬ | 谷野 清和② | 西山 憲隆④ | 上野 晋④ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第6区 | 13人 | 坂井 浩明⑧ | 前多 壽幸⑦ | 中村 伸一⑦ | 森 信康⑦ | 吉田 達夫⑥ | 掛村 均⑥ | 秋田 順孝⑥ | 上村 眞吾⑤ | 山下 正行④ | 米田 和夫④ | 石川 正樹④ | 加納 徹③ | 北村 憲一③ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第7区 | 10人 | 井出 清⑧ | 徳久 武⑦ | 喜多 伊一郎⑤ | 石崎 圭彌⑤ | 角谷 建夫⑤ | 齋藤 晶義⑤ | 北川 外志雄④ | 松浦 弥④ | 徳野 伸彦④ | 長高 郁夫① | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第8区 | 10人 | 森 俊東⑩ | 林 聖規⑤ | 坂本 晃志⑤ | 善田 善彦④ | 室谷 眞一④ | 金山 嘉樹④ | 田中 利明④ | 池田 秀一⑤ | 田川 剛① | 田中 庄治④ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第9区 | 16人 | 岩田 幹彦⑪ | 福島 理夫⑧ | 東 正幸⑧ | 横山 伸一郎⑦ | 宮本 克喜⑤ | 永野 琢也③ | 松田 豊③ | 舘中 憲次① | 宮川 忠弘⑪ | 寺地 健⑧ | 谷口 博志⑧ | 西山 勇⑧ | 南野 達也④ | 斉藤 隆志③ | 前田 利博③ | 川元 志寿雄① | | | | | | | | | | | | | | |

（注）丸数字は総代の就任回数

6. 総代の属性別構成比等（総代総数156人：令和5年6月16日現在）

(1) 総代の年齢

（単位：人、％）

| 満年齢 | 第1区 | 第2区 | 第3区 | 第4区 | 第5区 | 第6区 | 第7区 | 第8区 | 第9区 | 合計 | 構成比 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 50歳未満 | 1 | 2 | — | — | — | 1 | — | 1 | — | 5 | 3.20 |
| 60歳未満 | 3 | 5 | 1 | 6 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 22 | 14.10 |
| 70歳未満 | 5 | 7 | 2 | 8 | 3 | 4 | 1 | 2 | 7 | 39 | 25.00 |
| 70歳以上 | 19 | 12 | 20 | 9 | 3 | 7 | 8 | 5 | 7 | 90 | 57.69 |
| 合計 | 28 | 26 | 23 | 23 | 7 | 13 | 10 | 10 | 16 | 156 | 100.00 |

(2) 総代の業種別内訳

（単位：人、％）

| 業種区分 | 人数 | 構成比 | 業種区分 | 人数 | 構成比 |
|---------------|----|-------|-----------------|-----|--------|
| 製造業 | 29 | 18.58 | 不動産業 | 11 | 7.05 |
| 農業、林業 | 1 | 0.64 | 物品賃貸業 | — | — |
| 漁業 | — | — | 学術研究、専門・技術サービス業 | 4 | 2.56 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | — | — | 宿泊業 | 1 | 0.64 |
| 建設業 | 34 | 21.79 | 飲食業 | 3 | 1.92 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 2 | 1.28 | 生活関連サービス業、娯楽業 | — | — |
| 情報通信業 | 1 | 0.64 | 教育、学習支援業 | 3 | 1.92 |
| 運輸業、郵便業 | 4 | 2.56 | 医療、福祉 | 2 | 1.28 |
| 卸売業、小売業 | 36 | 23.07 | その他のサービス | 24 | 15.38 |
| 金融業、保険業 | — | — | 個人 | 1 | 0.64 |
| 合計 | | | 合計 | 156 | 100.00 |

日本標準産業分類の大分類に準じて区分

財務諸表

貸借対照表（資産の部）

(単位：百万円)

| 科 目 | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 |
|-------------|-----------|-----------|
| (資産の部) | | |
| 現金 | 4,492 | 4,591 |
| 預け金 | 101,681 | 87,120 |
| 買入金銭債権 | 9,482 | 9,415 |
| 金銭の信託 | 0 | 0 |
| 有価証券 | 40,228 | 39,820 |
| 国債 | 5,757 | 6,951 |
| 地方債 | 5,316 | 5,417 |
| 社債 | 14,523 | 13,897 |
| 株式 | 85 | 89 |
| その他の証券 | 14,545 | 13,464 |
| 貸出金 | 173,665 | 176,032 |
| 割引手形 | 374 | 471 |
| 手形貸付 | 7,767 | 7,922 |
| 証書貸付 | 150,325 | 150,850 |
| 当座貸越 | 15,197 | 16,787 |
| その他資産 | 1,825 | 1,801 |
| 未決済為替貸 | 39 | 40 |
| 信金中金出資金 | 1,430 | 1,430 |
| 前払費用 | 9 | 11 |
| 未収収益 | 194 | 188 |
| その他の資産 | 150 | 129 |
| 有形固定資産 | 4,573 | 4,472 |
| 建物 | 1,573 | 1,504 |
| 土地 | 2,698 | 2,693 |
| リース資産 | 108 | 106 |
| 建設仮勘定 | — | — |
| その他の有形固定資産 | 192 | 168 |
| 無形固定資産 | 37 | 34 |
| ソフトウェア | 13 | 10 |
| その他の無形固定資産 | 24 | 23 |
| 前払年金費用 | 29 | 57 |
| 繰延税金資産 | 110 | 145 |
| 債務保証見返 | 2,795 | 2,619 |
| 貸倒引当金 | △ 3,237 | △ 3,062 |
| (うち個別貸倒引当金) | (△ 3,120) | (△ 2,937) |
| 資産の部合計 | 335,684 | 323,047 |

貸借対照表（負債及び純資産の部）

(単位：百万円)

| 科 目 | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 |
|--------------|---------|---------|
| (負債の部) | | |
| 預金積金 | 312,145 | 312,324 |
| 当座預金 | 7,052 | 5,716 |
| 普通預金 | 120,098 | 123,548 |
| 貯蓄預金 | 130 | 101 |
| 通知預金 | 2,740 | 357 |
| 定期預金 | 169,075 | 170,444 |
| 定期積金 | 11,181 | 10,667 |
| その他の預金 | 1,867 | 1,488 |
| 借入金 | 12,140 | 520 |
| 借入金 | 12,140 | 520 |
| その他負債 | 445 | 365 |
| 未決済為替借 | 53 | 56 |
| 未払費用 | 47 | 52 |
| 給付補填備金 | 2 | 1 |
| 未払法人税等 | 4 | 4 |
| 前受収益 | 39 | 43 |
| 払戻未済金 | 0 | 0 |
| 職員預り金 | 58 | 51 |
| リース債務 | 108 | 106 |
| その他の負債 | 129 | 48 |
| 賞与引当金 | 46 | 48 |
| 役員退職慰労引当金 | 80 | 89 |
| 睡眠預金払戻損失引当金 | 17 | 15 |
| 偶発損失引当金 | 22 | 28 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 183 | 182 |
| 債務保証 | 2,795 | 2,619 |
| 負債の部合計 | 327,876 | 316,193 |
| (純資産の部) | | |
| 出資金 | 1,287 | 1,287 |
| 普通出資金 | 1,287 | 1,287 |
| 利益剰余金 | 7,189 | 7,571 |
| 利益準備金 | 1,309 | 1,309 |
| その他利益剰余金 | 5,879 | 6,261 |
| 特別積立金 | 5,430 | 5,750 |
| 当期末処分剰余金 | 449 | 511 |
| 処分未済持分 | — | △ 0 |
| 会員勘定合計 | 8,476 | 8,858 |
| その他有価証券評価差額金 | △ 1,067 | △ 2,399 |
| 土地再評価差額金 | 398 | 394 |
| 評価・換算差額等合計 | △ 669 | △ 2,004 |
| 純資産の部合計 | 7,807 | 6,854 |
| 負債及び純資産の部合計 | 335,684 | 323,047 |

損益計算書

(単位：千円)

| 科 目 | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 |
|-----------|-----------|-----------|
| 経常収益 | 3,166,793 | 3,131,312 |
| 資金運用収益 | 2,731,663 | 2,710,214 |
| 貸出金利息 | 2,153,607 | 2,120,403 |
| 預け金利息 | 102,652 | 103,350 |
| 有価証券利息配当金 | 346,654 | 352,819 |
| その他の受入利息 | 128,748 | 133,641 |
| 役務取引等収益 | 348,293 | 348,586 |
| 受入為替手数料 | 156,514 | 142,069 |
| その他の役務収益 | 191,779 | 206,517 |
| その他業務収益 | 33,304 | 38,495 |
| 国債等債券売却益 | 15,640 | — |
| その他の業務収益 | 17,664 | 38,495 |
| その他経常収益 | 53,531 | 34,016 |
| 償却債権取立益 | 14,666 | 12,307 |
| 株式等売却益 | 20,638 | 7,076 |
| 金銭の信託運用益 | 552 | 801 |
| その他の経常収益 | 17,674 | 13,831 |
| 経常費用 | 2,950,829 | 2,844,159 |
| 資金調達費用 | 13,812 | 11,242 |
| 預金利息 | 10,900 | 8,985 |
| 給付補填備金繰入額 | 1,202 | 759 |
| 借入金利息 | 1,406 | 1,216 |
| その他の支払利息 | 302 | 280 |
| 役務取引等費用 | 313,785 | 300,650 |
| 支払為替手数料 | 47,703 | 38,993 |
| その他の役務費用 | 266,081 | 261,657 |
| その他業務費用 | 70,274 | 132,599 |
| 国債等債券売却損 | 70,000 | — |
| 国債等債券償還損 | — | 131,178 |
| その他の業務費用 | 274 | 1,421 |
| 経 費 | 2,368,190 | 2,233,504 |
| 人件費 | 1,360,879 | 1,293,162 |
| 物件費 | 918,999 | 849,636 |
| 税 金 | 88,312 | 90,705 |
| その他経常費用 | 184,765 | 166,163 |
| 貸倒引当金繰入額 | 168,938 | 136,458 |
| 貸出金償却 | 311 | 296 |
| 株式等売却損 | 127 | 591 |
| その他の経常費用 | 15,388 | 28,815 |
| 経常利益 | 215,964 | 287,153 |

| 科 目 | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 |
|--------------|----------|----------|
| 特別利益 | 84,984 | 100,013 |
| 固定資産処分益 | 84,984 | 13 |
| その他の特別利益 | — | 100,000 |
| 特別損失 | 3,443 | 14,983 |
| 固定資産処分損 | 3,443 | 1,095 |
| 減損損失 | — | 13,887 |
| 税引前当期純利益 | 297,505 | 372,183 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,191 | 4,531 |
| 法人税等調整額 | △ 18,902 | △ 36,236 |
| 法人税等合計 | △ 15,711 | △ 31,705 |
| 当期純利益 | 313,217 | 403,888 |
| 繰越金（当期首残高） | 109,280 | 103,975 |
| 土地再評価差額金取崩額 | 27,180 | 3,481 |
| 当期末処分剰余金 | 449,678 | 511,346 |

剰余金処分計算書

(単位：千円)

| 科 目 | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 |
|----------------------|-----------------|-----------------|
| 当期末処分剰余金 | 449,678 | 511,346 |
| 剰余金処分量 | 345,702 | 405,735 |
| 利益準備金 | — | — |
| 普通出資に対する配当金 (配当率) | 25,702 (年2%) | 25,735 (年2%) |
| 特別積立金 | 320,000 | 380,000 |
| 繰越金（当期末残高） | 103,975 | 105,610 |

令和4年3月期及び令和5年3月期の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、木戸公認会計士事務所の監査を受けております。

令和5年3月における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和5年6月16日

はくさん信用金庫

理事長 石田雅裕

財務諸表の注記

〈貸借対照表の注記〉

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----|--------|
| 建物 | 3年～39年 |
| その他 | 2年～40年 |

- 無形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正として、景気循環等を加味したより長期の過去の一定期間における平均値に基づく損失率が高い場合、その差分を加味して算定しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額のうち取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は3,086百万円であります。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

| | |
|----------|---|
| 過去勤務費用 | その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により費用処理 |
| 数理計算上の差異 | 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定率法により案分した額を、それぞれ発生時の翌事業年度から費用処理 |

また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- 制度全体の積立状況に関する事項(令和4年3月31日現在)

| | |
|-------------------------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,740,569百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,807,426百万円 |
| 差引額 | △ 66,857百万円 |
- 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和4年3月分)

0.2023%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円及び別途積立金95,760百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金35百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

- 投資取引等収益は、役務提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものとなります。

為替業務及びその他の投資取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は個々の資産の取得原価に含めて計上しております。

- 重要な会計上の見積り関係

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

【貸倒引当金】 3,062百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【有形固定資産】 4,472百万円

有形固定資産の減損損失の認識については、減損の兆候がある資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回るか否かにより判定しております。当金庫では、各支店を独立した単位と見做し、各支店単位において減損の兆候を把握し、将来20年の割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積り、減損の認識判定に用いておりますが、その前提は将来の事業計画に基づく各支店の営業損益であります。当該見積りについては、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、収益性の低下等により、各支店単位における割引前将来キャッシュ・フローの総額に係る想定に変化が生じ、当該資産の帳簿価額を下回ることとなった場合には、翌事業年度に係る財務諸表における有形固定資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額

| |
|--------|
| 142百万円 |
|--------|

- 子会社等の株式又は出資金の総額

| |
|------|
| 一百万円 |
|------|

- 有形固定資産の減価償却累計額

| |
|----------|
| 3,966百万円 |
|----------|

- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 2,998百万円

危険債権額 1,691百万円

三月以上延滞債権額 21百万円

貸出条件緩和債権額 463百万円

合計額 5,175百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は471百万円であります。

- 担保に供している資産は次のとおりであります。

| | |
|-------------|--------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 300百万円 |
| 定期預け金 | 513百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 340百万円 |
| 借入金 | 120百万円 |

上記のほか、為替決済業務の担保として定期預け金4,500百万円、税金収納事務取扱保証金として現金300万円を差し入れております。

23.土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に基づいて(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △1,294百万円

24.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は80百万円であります。

25.出資1口当たりの純資産額 266円22銭

26.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(以下「ALM」という。)を行っております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び政策目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、融資及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか本部審査部署等により行われ、また、定期的に経営陣による審議会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部署がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用部署において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。日常的には資金運用部署において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、月次ベースで常勤役員全員に対し定期報告を行うほか四半期毎に理事会に報告しております。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。

このうち、資金運用部署では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

資金運用部署で保有している株式の多くは、政策目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は資金運用部署を通じ、リスク管理委員会、常務会及び理事会において定期的に報告されております。

(iii)市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預け金、有価証券のうち債券、貸出金、預金積金、借入金であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、これらが生み出す将来のキャッシュフローを市場金利から現在価値に割り引いて評価すべく、金利の合理的な予想変動幅を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標と成る金利が1.00%上昇したものと想定した場合の時価は4,796百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用して

いるため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

27.金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含まれておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------|----------|---------|-------|
| (1)預け金 | 87,120 | 87,295 | 175 |
| (2)有価証券 | 39,771 | 39,751 | △19 |
| 満期保有目的の債券 | 8,337 | 8,317 | △19 |
| その他有価証券(*1) | 31,433 | 31,433 | — |
| (3)貸出金(*2) | 176,032 | | |
| 貸倒引当金(*3) | △3,027 | | |
| | 173,004 | 174,446 | 1,441 |
| 金融資産計 | 299,896 | 301,493 | 1,596 |
| (1)預金積金 | 312,324 | 312,333 | 9 |
| (2)借入金(*2) | 520 | 523 | 3 |
| 金融負債計 | 312,844 | 312,857 | 13 |

(*1) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*2) 貸出金、借入金の時価には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を預け入れた際に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。自金庫保証付私債は元利金を個社別の適用金利に割り算された利率で割り引いた価額をもって算定しております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については28.と29.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2)借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

| 区分 | 貸借対照表計上額 |
|---------------|----------|
| 非上場株式(*1) | 46 |
| 信金中央金庫出資金(*1) | 1,430 |
| 組合出資金(*2) | 2 |
| 合計 | 1,479 |

(*1) 非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------|--------|-------------|--------------|--------|
| 預け金(*1) | 13,713 | 9,250 | — | — |
| 有価証券 | 1,184 | 7,137 | 7,282 | 16,496 |
| 満期保有目的の債券 | 128 | 2,254 | 2,992 | 2,959 |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 1,056 | 4,883 | 4,289 | 13,537 |
| 貸出金(*2) | 24,040 | 54,140 | 42,495 | 35,174 |
| 合計 | 38,938 | 70,528 | 49,777 | 51,671 |

(*1) 預け金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。
(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 預金積金及び借入金等の決算日後の返済予定額
(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|----------|---------|-------------|--------------|------|
| 預金積金(*1) | 149,074 | 30,110 | 21 | 387 |
| 借入金 | 420 | 80 | 20 | — |
| 合計 | 149,494 | 30,190 | 41 | 387 |

(*1) 預金積金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、29.まで同様であります。

満期保有目的の債券 (単位:百万円)

| | 種類 | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------------|-----|--------------|-------|------|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 地方債 | 1,099 | 1,166 | 67 |
| | 社債 | 1,779 | 1,836 | 56 |
| | その他 | 200 | 202 | 2 |
| | 小計 | 3,079 | 3,205 | 126 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 地方債 | 443 | 438 | △4 |
| | 社債 | 707 | 686 | △20 |
| | その他 | 4,106 | 3,986 | △120 |
| | 小計 | 5,257 | 5,111 | △146 |
| 合計 | | 8,337 | 8,317 | △19 |

その他有価証券 (単位:百万円)

| | 種類 | 貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 |
|----------------------|--------|--------------|--------|--------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | 42 | 36 | 6 |
| | 債券 | 4,677 | 4,622 | 55 |
| | 国債 | — | — | — |
| | 地方債 | 1,420 | 1,399 | 20 |
| | 社債 | 3,257 | 3,222 | 34 |
| | その他 | 176 | 175 | 1 |
| | 小計 | 4,897 | 4,834 | 63 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | — | — | — |
| | 債券 | 17,556 | 18,562 | △1,005 |
| | 国債 | 6,951 | 7,516 | △564 |
| | 地方債 | 2,453 | 2,592 | △139 |
| | 社債 | 8,152 | 8,453 | △301 |
| | その他 | 8,978 | 10,435 | △1,456 |
| 小計 | 26,535 | 28,998 | △2,462 | |
| 合計 | | 31,433 | 33,832 | △2,399 |

29. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位:百万円)

| | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|-----|-----|---------|---------|
| 株式 | 2 | — | △0 |
| 債券 | — | — | — |
| 国債 | — | — | — |
| 地方債 | — | — | — |
| 社債 | — | — | — |
| その他 | 695 | 7 | △131 |
| 合計 | 698 | 7 | △131 |

30. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、68,822百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが30,027百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座貸越が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすこ

とができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

| | |
|------------------------|--------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金 | 582百万円 |
| 減価償却 | 42 |
| 退職給付引当金 | — |
| 固定資産減損損失 | 78 |
| 有価証券評価差額金 | 664 |
| 税務上の繰越欠損金(注1) | 535 |
| その他 | 70 |
| 繰延税金資産小計 | 1,974 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △1,395 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1) | △433 |
| 評価性引当額小計 | △1,829 |
| 繰延税金資産合計 | 145 |
| 繰延税金負債 | |
| 有価証券評価差額金 | — |
| 繰延税金負債合計 | — |
| 繰延税金資産の純額 | 145百万円 |

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当事業年度(令和5年3月31日) (単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 | 合計 |
|---------------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|------|---------|
| 税務上の繰越欠損金(*1) | 102 | — | — | — | — | 433 | 535 |
| 評価性引当額 | — | — | — | — | — | △433 | △433 |
| 繰延税金資産 | 102 | — | — | — | — | — | 102(*2) |

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
(*2) 翌事業年度に課税所得が見込まれることから、繰越欠損金に係る一部について回収可能と判断しております。

32. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

| | |
|---------------|------|
| 契約資産 | 1百万円 |
| 顧客との契約から生じた債権 | —百万円 |
| 契約負債 | —百万円 |

33. 会計方針の変更

企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。

なお、当該適用指針の適用に伴う財務諸表への影響はありません。

〈損益計算書の注記〉

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資10口当たり当期純利益金額 15円68銭
- 当期において、以下の資産について、地価の継続的な下落並びに営業店キャッシュ・フローの低下等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額13,887千円を「減損損失」として「特別損失」に計上しております。

| 地域 | 主な用途 | 種類 | 減損損失(千円) |
|------|-------|----|----------|
| 白山市内 | 営業用店舗 | 土地 | 4,815 |
| 〃 | 〃 | 建物 | 9,071 |

当座貸越の営業店舗については、管理会計上の最小区分である営業店毎をグルーピングの単位としております。また、本部については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共有資産としております。

なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

4. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示していません。役員取引等収益に含まれる顧客との契約から生じる収益の金額は、347,678千円であります。

不良債権の状況

【金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額】

- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
- (2) 危険債権
- (3) 三月以上延滞債権（貸出金のみ）
- (4) 貸出条件緩和債権（貸出金のみ）
- (5) 正常債権

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金」(C) は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金」(D) には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等」(E) は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権」(F) とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

| 区 分 | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 |
|---------------------------------|---------|---------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 3,271 | 2,998 |
| 危険債権 | 1,296 | 1,691 |
| 要管理債権 | 643 | 484 |
| 三月以上延滞債権 | 25 | 21 |
| 貸出条件緩和債権 | 617 | 463 |
| 小 計 (A) | 5,211 | 5,175 |
| 保全額 (B) | 4,589 | 4,532 |
| 個別貸倒引当金 (C) | 3,120 | 2,937 |
| 一般貸倒引当金 (D) | 16 | 12 |
| 担保・保証等 (E) | 1,453 | 1,582 |
| 保全率 (B) / (A) % | 88.07 | 87.57 |
| 引当率 ((C) + (D)) / ((A) - (E)) % | 83.46 | 82.10 |
| 正常債権 (F) | 171,410 | 173,594 |
| 総与信残高 (A) + (F) | 176,621 | 178,769 |

【貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額】

貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

| 区 分 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | | 期末残高 | |
|---------|---------|-------|-------|-----|-------|-------|
| | | | 目的使用 | その他 | | |
| 一般貸倒引当金 | 令和4年3月期 | 42 | 117 | — | 42 | 117 |
| | 令和5年3月期 | 117 | 124 | — | 117 | 124 |
| 個別貸倒引当金 | 令和4年3月期 | 3,681 | 3,120 | 655 | 3,026 | 3,120 |
| | 令和5年3月期 | 3,120 | 2,937 | 311 | 2,808 | 2,937 |
| 合 計 | 令和4年3月期 | 3,724 | 3,237 | 655 | 3,069 | 3,237 |
| | 令和5年3月期 | 3,237 | 3,062 | 311 | 2,926 | 3,062 |

【不良債権比率】

(単位：%)

| 区 分 | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 |
|--------|---------|---------|
| 不良債権比率 | 2.95 | 2.89 |

【貸出金償却の額】

(単位：百万円)

| 区 分 | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 |
|--------|---------|---------|
| 貸出金償却額 | 0 | 0 |

役職員の報酬体系

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払に関して、その決定方法を規程で定めております。

(2) 令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

| 区 分 | 支 払 総 額 |
|-------------|---------|
| 対象役員に対する報酬等 | 92 |

(注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です（期中に退任した者を含む。）。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」79百万円、「退職慰労金」12百万円となっております。
なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金を除く。）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度においては、対象職員等に該当する者はありませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
なお、令和4年度においては、該当する会社はありませんでした。
3. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 令和4年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

自己資本の充実の状況

自己資本調達手段の概要

自己資本は、コア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されております。令和4年度末の自己資本の額のうち、当金庫が積み立てているもの以外には、地域のお客さまからお預りしている出資金、利益剰余金のほか一般貸倒引当金等が該当します。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

- 普通出資 ①発行主体：はくさん信用金庫
②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：1,287百万円

自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

| 項 目 | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 |
|--|----------------|----------------|
| コア資本に係る基礎項目 (1) | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額 | 8,451 | 8,832 |
| うち、出資金及び資本剰余金の額 | 1,287 | 1,287 |
| うち、利益剰余金の額 | 7,189 | 7,571 |
| うち、外部流出予定額 (△) | 25 | 25 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | △0 |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 117 | 124 |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 117 | 124 |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | — | — |
| 適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 52 | 25 |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ) | 8,621 | 8,983 |
| コア資本に係る調整項目 (2) | | |
| 無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 | 26 | 24 |
| うち、のれんに係るものの額 | — | — |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 26 | 24 |
| 繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額 | — | 28 |
| 適格引当金不足額 | — | — |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | — | — |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | — | — |
| 前払年金費用の額 | 21 | 41 |
| 自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | — | — |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | — | — |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | — | — |
| 信用金庫連合会の対象普通出資等の額 | — | — |
| 特定項目に係る10パーセント基準超過額 | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — |
| うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | — | — |
| 特定項目に係る15パーセント基準超過額 | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — |
| うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | — | — |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) | 48 | 94 |
| 自己資本 | | |
| 自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ) | 8,573 | 8,889 |
| リスク・アセット等 (3) | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 100,781 | 102,675 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | △ 1,173 | △ 1,178 |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | △ 1,755 | △ 1,755 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | 581 | 577 |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額 | 5,353 | 5,308 |
| 信用リスク・アセット調整額 | — | — |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | — | — |
| リスク・アセット等の額の合計額 (ニ) | 106,134 | 107,984 |
| 自己資本比率 | | |
| 自己資本比率 ((ハ) / (ニ)) | 8.07% | 8.23% |

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率は国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

将来の自己資本充実策につきましては、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

| | 令和4年3月期 | | 令和5年3月期 | |
|--|----------|---------|----------|---------|
| | リスク・アセット | 所要自己資本額 | リスク・アセット | 所要自己資本額 |
| イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本額の合計 | 100,781 | 4,031 | 102,675 | 4,107 |
| ①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー | 96,300 | 3,852 | 98,569 | 3,942 |
| ソブリン向け | 529 | 21 | 520 | 20 |
| 金融機関等向け | 7,123 | 284 | 6,750 | 270 |
| 法人等向け | 37,213 | 1,488 | 41,388 | 1,655 |
| 中小企業等・個人向け | 27,934 | 1,117 | 26,857 | 1,074 |
| 抵当権付住宅ローン | 4,703 | 188 | 4,437 | 177 |
| 不動産取得等事業向け | 479 | 19 | 381 | 15 |
| 3月以上延滞等 | 759 | 30 | 726 | 29 |
| その他 | 17,555 | 702 | 17,506 | 700 |
| ②証券化エクスポージャー | — | — | — | — |
| ③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー | 5,652 | 226 | 5,283 | 211 |
| ルック・スルー方式 | 5,652 | 226 | 5,283 | 211 |
| ④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 | 581 | 23 | 577 | 23 |
| ⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 | △ 1,755 | △ 70 | △ 1,755 | △ 70 |
| ⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ⑦中央清算機関関連エクスポージャー | — | — | — | — |
| ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | 5,353 | 214 | 5,308 | 212 |
| ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ) | 106,134 | 4,245 | 107,984 | 4,319 |

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、地方三公社（土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社）、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際復興開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体などが含まれています。

4. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関等向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. オペレーショナル・リスク相当額は、当金庫は基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法>

粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15% ÷ 8%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

6. 単体総所要自己資本額=自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を被るリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、相互牽制機能が働くよう営業推進部門から独立した審査部門において「信用リスク管理要領」等に基づいた厳格な審査と管理態勢の強化に努めております。

また、特定の大口先や特定の業種に偏ることのないように定期的にモニタリングを行いリスクの分散を図るとともに、経営支援が必要と判断される先に対しては、事業先支援部内の「コンサルティング室」が中心となり、内容把握のうえ経営改善計画を策定し、与信先の活性化を図るなど、貸出資産の質的な向上に努めております。さらに、各部門から独立した監査部では、資産内容の健全性や格付・自己査定 of 正確性、信用リスクの管理状況等の監査を行い、経営陣に監査結果の報告を行うなど、信用リスク管理態勢の充実にも努めております。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、信用格付制度を導入するとともに、厳格な自己査定を実施しております。また、「統合的リスク管理」の枠組みにおいて、要管理先債権以下の不動産担保価格の下落および要管理先債権以下の取引先すべてのランクダウンを想定し、両ストレスが同時に顕在化した場合の追加引当額を信用リスクと認識し、信用リスク管理に活用しており、リスク管理委員会を通じ協議検討を行うとともに、常務会、理事会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。

貸倒引当金は、当金庫が定める「自己査定基準」および「償却及び引当金に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・グローバル・レーティング (S&P)

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 (地域別・業種別・残存期間別) (単位: 百万円)

| エクスポージャー区分 地域区分、業種区分、期間区分 | 信用リスクエクスポージャー期末残高 | | | | | | | | 3月以上延滞 エクスポージャー | |
|------------------------------|-------------------|---------|---|---------|---------|---------|---------------|---------|--------------------|---------|
| | | | 貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引 | | 債 券 | | デリバティブ 取 引 | | | |
| | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 |
| 国 内 | 315,403 | 304,256 | 176,597 | 178,745 | 25,981 | 27,300 | 5 | 2 | 3,822 | 3,521 |
| 国 外 | 4,804 | 4,902 | — | — | 4,804 | 4,902 | — | — | — | — |
| 地域別合計 | 320,208 | 309,159 | 176,597 | 178,745 | 30,785 | 32,203 | 5 | 2 | 3,822 | 3,521 |
| 製造業 | 10,678 | 10,773 | 8,862 | 9,058 | 1,814 | 1,714 | 1 | 0 | 485 | 393 |
| 農業、林業 | 332 | 310 | 332 | 310 | — | — | — | — | — | — |
| 漁 業 | 113 | 108 | 113 | 108 | — | — | — | — | — | — |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 434 | 440 | 434 | 440 | — | — | — | — | — | — |
| 建設業 | 20,838 | 21,245 | 19,187 | 19,494 | 1,650 | 1,750 | 1 | 0 | 1,255 | 966 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 1,628 | 1,495 | 928 | 895 | 700 | 600 | — | — | — | — |
| 情報通信業 | 1,356 | 1,204 | 347 | 363 | 725 | 625 | — | — | — | — |
| 運輸業、郵便業 | 5,044 | 4,996 | 3,699 | 3,655 | 1,343 | 1,340 | 1 | 0 | 137 | 137 |
| 卸売業、小売業 | 10,516 | 10,762 | 9,915 | 10,162 | 600 | 600 | 1 | 0 | 642 | 642 |
| 金融業、保険業 | 115,591 | 102,003 | 2,594 | 3,562 | 9,784 | 9,789 | — | — | 0 | 0 |
| 不動産業 | 29,933 | 31,385 | 29,331 | 30,737 | 602 | 647 | — | — | 552 | 605 |
| 宿泊業 | 1,711 | 1,698 | 1,707 | 1,693 | 4 | 4 | — | — | 9 | — |
| 飲食業 | 4,827 | 4,793 | 4,827 | 4,793 | — | — | — | — | 68 | 100 |
| 教育、学習支援業 | 362 | 423 | 362 | 423 | — | — | — | — | — | — |
| 医療、福祉 | 5,085 | 5,237 | 5,085 | 5,237 | — | — | — | — | 23 | 23 |
| 物品賃貸業 | 1,074 | 1,016 | 1,069 | 1,012 | 4 | 4 | — | — | — | — |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | 160 | 212 | 160 | 212 | — | — | — | — | — | — |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 2,407 | 2,405 | 2,407 | 2,405 | — | — | — | — | 31 | 31 |
| その他のサービス業 | 11,492 | 11,429 | 10,790 | 10,727 | 701 | 701 | 0 | 0 | 314 | 311 |
| 国・地方公共団体等 | 59,997 | 61,482 | 47,145 | 47,058 | 12,852 | 14,423 | — | — | — | — |
| 個 人 | 27,284 | 26,381 | 27,284 | 26,381 | — | — | — | — | 300 | 307 |
| その他 | 9,335 | 9,353 | 9 | 10 | 2 | 2 | — | — | — | — |
| 業種別合計 | 320,208 | 309,159 | 176,597 | 178,745 | 30,785 | 32,203 | 5 | 2 | 3,822 | 3,521 |
| 1年以下 | 42,069 | 43,746 | 25,944 | 28,908 | 511 | 1,020 | — | 2 | — | — |
| 1年超3年以下 | 20,031 | 23,824 | 10,788 | 10,732 | 2,236 | 3,827 | 5 | — | — | — |
| 3年超5年以下 | 17,821 | 14,155 | 13,250 | 11,351 | 3,771 | 2,603 | — | — | — | — |
| 5年超7年以下 | 13,632 | 14,112 | 10,349 | 10,643 | 3,150 | 3,468 | — | — | — | — |
| 7年超10年以下 | 31,348 | 33,953 | 27,730 | 31,054 | 3,617 | 2,899 | — | — | — | — |
| 10年超 | 105,367 | 103,828 | 87,959 | 85,530 | 17,408 | 18,298 | — | — | — | — |
| 期間の定めのないもの | 89,937 | 75,539 | 575 | 525 | 89 | 85 | — | — | — | — |
| 残存期間別合計 | 320,208 | 309,159 | 176,597 | 178,745 | 30,785 | 32,203 | 5 | 2 | — | — |

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。

2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」及び「期間の定めのないもの」に記載の残高には、裏付となる個々の資産の全部又は一部を「業種区分」「期間別区分」に分類することが困難なエクスポージャー（具体的には、現金や有形固定資産等）が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央精算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

33ページをご参照ください。

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

| | 個別貸倒引当金 | | | | 貸出金償却 | |
|-----------------|---------|-------|---------|-------|---------|---------|
| | 令和4年3月期 | | 令和5年3月期 | | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 |
| | 期末残高 | 増減額 | 期末残高 | 増減額 | | |
| 製造業 | 197 | 1 | 226 | 28 | — | 0 |
| 農業、林業 | — | — | — | — | — | — |
| 漁業 | — | — | — | — | — | — |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | — | — | — | — | — | — |
| 建設業 | 1,085 | △ 642 | 869 | △ 216 | 0 | 0 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | — | — | — | — | — | — |
| 情報通信業 | — | — | — | — | — | — |
| 運輸業、郵便業 | 137 | △ 2 | 148 | 10 | — | — |
| 卸売業、小売業 | 537 | 55 | 542 | 5 | 0 | 0 |
| 金融業、保険業 | — | — | — | — | — | — |
| 不動産業 | 535 | △ 2 | 534 | △ 1 | — | — |
| 宿泊業 | 9 | △ 0 | — | △ 9 | — | — |
| 飲食業 | 60 | 32 | 64 | 4 | — | — |
| 教育、学習支援業 | — | — | — | — | — | — |
| 医療、福祉 | 23 | — | 23 | — | — | — |
| 物品賃貸業 | — | — | — | — | — | — |
| 学術研究、専門・技術サービス業 | — | — | — | — | — | — |
| 生活関連サービス業、娯楽業 | 31 | — | 31 | — | — | — |
| その他のサービス業 | 276 | △ 7 | 269 | △ 7 | — | — |
| 国・地方公共団体等 | — | — | — | — | — | — |
| 個人 | 223 | 3 | 226 | 3 | 0 | 0 |
| 合計 | 3,120 | △ 561 | 2,937 | △ 182 | 0 | 0 |

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

| 告示で定める リスク・ウェイト 区分(%) | エクスポージャーの額 | | | |
|-----------------------------|------------|---------|---------|---------|
| | 令和4年3月期 | | 令和5年3月期 | |
| | 格付有り | 格付無し | 格付有り | 格付無し |
| 0% | — | 136,274 | — | 126,485 |
| 10% | 200 | 26,183 | — | 26,711 |
| 20% | 1,499 | 36,446 | 1,699 | 34,514 |
| 35% | — | 13,584 | — | 12,819 |
| 40% | — | 707 | — | 705 |
| 50% | 12,684 | 3,189 | 12,775 | 2,903 |
| 75% | — | 35,738 | — | 32,420 |
| 100% | 400 | 52,365 | 300 | 56,872 |
| 150% | — | 355 | — | 407 |
| 200% | — | — | — | — |
| 250% | — | 578 | — | 544 |
| 1250% | — | — | — | — |
| その他 | — | — | — | — |
| 合計 | — | 320,208 | — | 309,159 |

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央精算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、信用リスクを軽減するために、取引先によっては不動産等の担保や信用保証協会等の保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から判断を行っており、担保・保証に過度に依存しない審査に努めております。また、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約いただくとともに、その手続きについては、当金庫が定める「貸出事務取扱要領」および「不動産担保評価基準」等により、適切な事務取扱並びに適正な評価を行っております。

なお、自己資本比率規制における信用リスク削減手法として、当金庫が扱う適格金融資産担保は主に預金積金であります。一方、国、地方国公共団体、政府関係機関等および一定以上の格付が適格格付機関により付与されている保証会社等（一般社団法人しんきん保証基金等）の債務保証が付された債権については、保証される部分に限り、原資産および債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「貸出事務取扱要領」や各種約定書等に基づき、法的に有効であることを十分確認するなど、適正な事務手続きに基づいた対応を行っております。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

| ポートフォリオ | 信用リスク削減手法 | 適格金融資産担保 | | 保証 | |
|-------------------------|-----------|----------|---------|---------|---------|
| | | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 |
| 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー | | 1,629 | 1,557 | 10,654 | 10,676 |

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方のリスクに関する事項

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を被る可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を被る可能性のある信用リスクが内包されております。したがって、当金庫が定める「余資運用管理基準」等に則り、各種リスクを適切に管理する方針としております。

また、当金庫はオリジネーターとして、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が組成した「シンセティック型CLO」に参加し、当金庫の複数の事業者向け貸出債権（原債権）を証券化しております。原債権については、当金庫の自己査定基準に則り、事後的モニタリングを実施し、原債権の債務者の債務不履行発生等（CDS契約におけるクレジット・イベントの発生）の際には、関係者に必要な報告を行う等、他の貸出金等と同様に与信管理を適切に行うことで個別債務者の信用リスクを管理しております。本派生商品取引は、取引相手である公庫が支払不能になることにより損失を被る可能性がある信用リスクが内包されております。

なお、長期決済期間取引については該当ございません。

(単位：百万円)

| 与信相当額の算出に用いる方式 | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 |
|--|----------------|----------------|
| | カレントエクスポージャー方式 | カレントエクスポージャー方式 |
| グロス再構築コストの額 | — | — |
| グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額 | — | — |

(単位：百万円)

| 区 分 | 担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案する前の与信相当額 | | 担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案した後の与信相当額 | |
|--------------|-----------------------------------|---------|-----------------------------------|---------|
| | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 |
| ①派生商品取引合計 | 5 | 2 | 5 | 2 |
| 外国為替関連取引 | — | — | — | — |
| 金利関連取引 | — | — | — | — |
| 株式関連取引 | — | — | — | — |
| クレジット・デリバティブ | 5 | 2 | 5 | 2 |
| ②長期決済期間取引 | — | — | — | — |
| 合 計 | 5 | 2 | 5 | 2 |

| | プロテクションの購入 | | プロテクションの提供 | |
|-------------------------------------|------------|---------|------------|---------|
| | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 |
| 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの 想定元本額 | 57 | 26 | — | — |
| 株式会社日本政策金融公庫とのCDS契約 | 57 | 26 | — | — |

- (注) 1. グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。
2. 派生商品取引において、担保により保全を講じているものではありません。
3. 当金庫は株式会社日本政策金融公庫とCDS取引を行い、保有する貸付債権の信用リスクをヘッジ（回避・低減）するためプロテクションを購入しております。

証券化エクスポージャーに関する事項

証券化とは、金融機関が保有する債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。証券化は、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に分類されますが、当金庫では、令和5年3月末において、オリジネーター、投資家として保有する有価証券のエクスポージャーについては、ともに該当ございません。

投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、投資対象を一定の信用力を有するものとするほか、そのリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて常務会に諮るなど、適切なリスク管理に努めることとしております。

出資等エクスポージャーに関する事項

出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価および株価10%下落によるリスク計測によって把握するとともに、定期的にリスク管理委員会のほか、常務会、理事会といった経営陣に対し報告する態勢を整備しております。また、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスクリミット、損失限度額の遵守状況について相互牽制機能が働くよう、資金運用部門である総合企画部から独立したリスク管理部が定期的に検証を実施しております。

一方、非上場株式、政策投資株式、投資事業組合への出資金等に関しては、当金庫が定める「余資運用管理基準」および「有価証券会計処理基準」等に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告等を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

| | 令和4年3月期 | | 令和5年3月期 | |
|--------|----------|-------|----------|-------|
| | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 貸借対照表計上額 | 時 価 |
| 上場株式等 | 38 | 38 | 42 | 42 |
| 非上場株式等 | 1,481 | 1,481 | 1,481 | 1,481 |
| 合 計 | 1,520 | 1,520 | 1,524 | 1,524 |

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、決算日における市場価格等に基づいております。
2. 非上場株式等は、非上場株式のほか信金中金出資金、投資事業組合出資持分、その他出資金を含めております。

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

| | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 |
|------|---------|---------|
| 評価損益 | △ 1 | 6 |

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 (単位：百万円)

| | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 |
|-----|---------|---------|
| 売却益 | — | 0 |
| 売却損 | 0 | 0 |
| 償 却 | — | — |

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

| | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 |
|------|---------|---------|
| 評価損益 | — | — |

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

| | 令和4年3月期 | 令和5年3月期 |
|-------------------------------|---------|---------|
| ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー | 19,609 | 19,115 |
| マンドート方式を適用するエクスポージャー | — | — |
| 蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー | — | — |
| 蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー | — | — |
| フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー | — | — |

銀行勘定における金利リスクに関する事項

金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

当金庫では銀行勘定の全ての金利感応資産・負債を金利リスクの管理対象とし、開示告示に基づき定量的開示の対象となる Δ EVE（金利ショックに対する経済的価値の減少額）並びに Δ NII（金利ショックに対する金利収益の減少額）の計測のほか、金利が1ベースポイント上昇した場合の現在価値変動額（BPV）を使用し、リスク管理を行っております。

有価証券の金利リスクについては、余資運用管理基準に定めるリスク・リミット管理の一環として100BPVを使用し日次ベースで計測、その遵守状況について管理しているほか、貸出金や預金などを含む全ての資産・負債の金利リスクについては、月次ベースで Δ EVEや過去の金利変動実績に基づき設定したBPVを計測し、信用リスクやその他リスクとともに「統合的リスク管理」の枠組みにおいて自己資本の充実度の評価やストレステストの実施に活用しております。日々の有価証券の金利リスクの計測結果については経営陣に報告し認識を共有しているほか、全ての資産・負債の金利リスクについては、月次でモニタリングしALM委員会において報告を行うとともに、四半期ごとにリスク管理委員会、常務会で協議検討を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールについての検討を行っております。

なお、当金庫では、金利リスクの削減にあたっては、有価証券の売却を中心に、資産・負債の残高や期間構成の変化に取り組む方針としております。

金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIIの取扱い

Δ EVE及び Δ NIIについては、開示告示等に基づき、以下の前提に基づき計測・管理しております。

流動性預金の取扱い

| 金利改定平均満期 | 最長金利改定満期 | 満期の割当て方法 |
|----------|----------|------------------|
| 1.25年 | 2.5年 | 金融庁が定める保守的な前提を採用 |

※コア預金（流動性預金の滞留）：①過去5年の最低残高、②過去5年の年間最大流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最少の額を上限に用い算定

金利リスク計測にあたっての前提

| | Δ EVE | Δ NII |
|--|--------------------------|------------------------------------|
| 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提 | 金融庁が定める保守的な前提を採用 | 考慮していない |
| 複数の通貨の集計方法およびその前提 | 通貨別に算出した金利リスクの正值のみを合算 | |
| スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否等） | リスクフリー・レートに与える金利ショック幅と同じ | 参照金利間の相関や参照金利のリスク・フリーレートに対する追随等を考慮 |
| 内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提 | 内部モデルの使用なし | |

(単位：百万円)

| IRRBB1：金利リスク | | | | | |
|--------------|-----------|--------------|-------|--------------|-----|
| 項番 | | イ | ロ | ハ | ニ |
| | | Δ EVE | | Δ NII | |
| | | 当期末 | 前期末 | 当期末 | 前期末 |
| 1 | 上方パラレルシフト | 6,115 | 6,366 | 163 | 265 |
| 2 | 下方パラレルシフト | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3 | スティープ化 | 4,695 | 4,935 | | |
| 4 | フラット化 | | | | |
| 5 | 短期金利上昇 | | | | |
| 6 | 短期金利低下 | | | | |
| 7 | 最大値 | 6,115 | 6,366 | 163 | 265 |
| | | ホ | | ヘ | |
| | | 当期末 | | 前期末 | |
| 8 | 自己資本の額 | 8,889 | | 8,573 | |

オペレーショナル・リスクに関する項目

リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、「当金庫の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスク」をいいます。

当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務関連リスク、その他リスク（業務執行に伴い生ずるその他のリスク）を含む幅広いリスクと考え、管理態勢や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識するとともに、内部監査を実施し管理状況等を評価するなど、事務品質の向上に努めております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。また、これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会におきまして協議・検討するとともに、常務会、理事会といった経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は「基礎的手法」を採用しております。

信用金庫のディスクロージャー開示項目

このディスクロージャー資料は、信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）により、信用金庫における業務及び財産の状況に関するディスクロージャーが義務付けられております。また、信用金庫法施行規則第132条により、信用金庫のディスクロージャー開示項目は下記のとおり規定されており、この規定における各項目は以下のページに掲載しております。

ディスクロージャーの開示項目

信用金庫法施行規則第132条における規定

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

- (1) 事業の組織 2
- (2) 理事及び監事の氏名及び役職名 2
- (3) 会計監査人の氏名又は名称 2
- (4) 事務所の名称及び所在地 3

2. 金庫の主要な事業の内容 4

3. 金庫の主要な事業に関する事項

- (1) 直近の事業年度における事業の概況 5
- (2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況 7
 - ① 経常収益
 - ② 経常利益又は経常損失
 - ③ 当期純利益又は当期純損失
 - ④ 出資総額及び出資総口数
 - ⑤ 純資産額
 - ⑥ 総資産額
 - ⑦ 預金積金残高
 - ⑧ 貸出金残高
 - ⑨ 有価証券残高
 - ⑩ 単体自己資本比率
 - ⑪ 出資に対する配当金
 - ⑫ 職員数
- (3) 直近の2事業年度における事業の状況 7
 - ① 主要な業務の状況 7
 - ア. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）
 - イ. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支
 - ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘
 - エ. 受取利息及び支払利息の増減
 - オ. 総資産経常利益率
 - カ. 総資産当期純利益率
 - ② 預金に関する指標 8
 - ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高
 - イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高
 - ③ 貸出金等に関する指標 8
 - ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高
 - イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高
 - ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

- エ. 使途別の貸出金残高
- オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合
- カ. 預貸率の期末値及び期中平均値
- ④ 有価証券に関する指標 10
 - ア. 商品有価証券の種類別の平均残高
 - イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高
 - ウ. 有価証券の種類別の平均残高
 - エ. 預証率の期末値及び期中平均値

4. 金庫の事業の運営に関する事項

- (1) リスク管理の体制 12
- (2) 法令遵守の体制 13
- (3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況 19
- (4) 金融A D R制度への対応 18

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 28
- (2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額 33
 - ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
 - ② 危険債権
 - ③ 三月以上延滞債権（貸出金のみ）
 - ④ 貸出条件緩和債権（貸出金のみ）
 - ⑤ 正常債権
- (3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 35
- (4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 11
 - ① 有価証券
 - ② 金銭の信託
 - ③ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引
- (5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 33
- (6) 貸出金償却の額 33
- (7) 法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 29

6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの 34



HAKUSAN
SHINKIN

はくさん信用金庫

〒920-8674 金沢市玉川町11番18号
TEL076(233)1188/FAX076(265)5544

[ホームページ](https://www.hakusanshinkin.co.jp/)
<https://www.hakusanshinkin.co.jp/>

令和5年7月発行

UD FONT
by MORISAWA

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。